

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年9月5日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年平泉町議会定例会9月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告4番、真竈光幸議員、登壇質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸です。

質問通告4番、真竈光幸であります。令和元年度定例会9月会議におきまして、質問の機会をいただきました。ありがとうございます。

今回、質問させていただきますのは、大きく2件であります。

1件目は、平泉町内の橋梁長寿命化修繕計画についてであります。

鉄やコンクリートによります橋梁の整備が本格化したのは、昭和30年前後であります。当時は永久橋と呼ばれ、メンテナンスの必要がないと考えられていました。維持管理をするという、費用の必要性が十分に認識されていなかった時代であります。その後、高度成長化の波に乗り、日本列島に新幹線、幹線道路、橋梁、トンネルが次々と整備をされました。日本の産業発展の土台となった社会資本も、消費期限切れとして大量更新期を迎えています。高齢化時代を迎えた日本の成長の足かせとなるばかりか、人命を奪う凶器にもなりかねません。

平成24年12月、中央自動車道の笹子トンネルで天井板が約140メートルにわたって崩落し、9人が死亡するという事故が発生したことは、記憶に新しいところであります。これを機に国交省が調査いたしました結果、平成25年3月時点で耐用年数の目安とされます50年を経過するインフラの割合は、道路橋が18%、トンネルが20%、下水道が2%、平成45年では道路橋が67%、トンネルが50%、下水道は24%まで上がるとされました。

事故が起きた翌年の平成25年を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、平成25年11月には、政府が各省庁と自治体に対策を求めるインフラ長寿命化基本計画を決定するに至ります。

本町における取り組みといたしましては、平成25年度に平泉町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、効果的、効率的な維持管理とコスト削減対策を目指しているところであります。

そこで、平成31年3月に出されました橋梁長寿命化修繕計画書をもとに、11項目の質問をさせていただきます。

1つ目ではありますが、町が管理する橋梁93橋のうち、整備後30年以上を経過した橋梁は59橋あります。平成26年に点検義務が法制化された後の点検実施状況について伺います。

2つ目に、点検後の橋梁の緊急措置などの健全性の比率について伺います。

3つ目に、事後保全と予防保全の見解について伺います。

4つ目に、積極予防保全対象となります橋梁の供用年数と保全優先順位の関係について伺います。

5つ目に、積極予防保全対象でなく、一般保全とした橋梁の維持工事が優先する事由について伺います。

6つ目に、早期措置段階とされた橋梁の対策の内容と、その実施時期について伺います。

7つ目に、将来、撤去するとした橋梁の代替についての計画を伺います。

8つ目に、平成30年度末時点での修繕を着手した橋の修繕の内容と、それによって長寿命化の状況がどのようになったかについて伺います。

9つ目に、メンテナンスサイクルの仕組みの確立について伺います。

10個目に、日常・定期パトロールの規定について伺います。

11番目、予防保全でコストの削減が図られましても、メンテナンスの費用は今後とも増大をしております。インフラとして残す橋梁の選別も検討すべきでないか見解を伺います。

2件目の質問ではありますが、放課後児童クラブのあり方についてであります。

この件について、2点をお伺いしてまいります。

共働きやひとり親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブが多様化しております。

1点目の質問は、児童福祉法に基づく厚生労働省令で、1教室に2人以上の学童保育士の配置を義務づけると、現行はされておりますが、厚労省はこれを拘束力のない参考基準とする方針を表明しております。職員数や資格など、自治体の判断で決められるようにする意向であります。このことによって、現行の学童保育がどのように変わっていくか、その見解を伺うものであります。

2つ目に、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートが実施をされております。放

課後児童クラブを利用する保護者から寄せられております利用基準や、土曜日、また、長期休暇、夏休み、冬休みの利用などの運用改善などにも、その意見は反映されていくのか伺うものであります。

質問は以上であります。よろしく答弁お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

真竈光幸議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、町内橋梁長寿命化修繕計画についてのご質問であります。

平成26年に点検義務が法制化されたが、93橋の点検実施状況について伺うのご質問にお答えをいたします。

93橋の橋梁点検の実施状況につきましては、平成27年度に4橋、平成28年度に4橋、平成29年度に78橋、平成30年度に7橋を実施しております。

次に、点検後の橋梁の緊急措置などの健全性の比率について伺うのご質問にお答えをいたします。

健全性の比率につきましては、健全と診断されたⅠ判定は42橋で45.2%、予防保全段階と診断されたⅡ判定は49橋で52.7%、早期措置段階と診断されたⅢ判定は2橋で2.1%、緊急措置段階で診断されたⅣ判定はゼロ橋となっております。

次に、事後保全と予防保全の見解についてのご質問にお答えをいたします。

事後保全の場合は、損傷が深刻化してからの対策となりますので、大規模補修となることで工事期間も長期化し、多額の修繕費用が早急に必要となります。また、事故発生など人命にもかかわる危険性もありますので、事故を未然に防ぐため、通行どめ等の交通規制を緊急に実施し、予算確保から修繕工事までの長期間にわたり、利用者にご不便をかけることとなります。

予防保全の場合は、定期点検により損傷の早期発見を行い、損傷が軽微なうちに修繕費用を予測し、修繕費用を平準化した計画を策定することで、計画的な修繕を短期間で実施することができます。予防保全による修繕を行うことで、事後保全と比較しますと、橋梁が健全な状態に保たれ、安全性、信頼性が確保される道路サービスの提供が可能となります。

また、今後50年間の事業費について従来の事後保全的な修繕費用と比較しますと、事後保全的な修繕費用が25億9,000万円かかるのに対し、予防保全的な修繕費用は9億8,000万円となります。コスト削減効果は16億1,000万円と見込まれます。

次に、積極予防保全対象となる橋梁の供用年数と優先順位の関係について伺うのご質問にお答えをいたします。

積極予防保全対象となる橋梁は9橋で全体の10%で、供用年数は昨年末で14年から53年となっております。修繕工事を実施する優先順位を決定する要因は、健全性の判定区分及び橋梁の重要性から判断するもので、供用年数はその要因となっております。

次に、積極予防保全対象でなく、一般保全とした橋の維持工事が優先する事由を伺うの質問にお答えをいたします。

基本的に、修繕工事は健全性の判定区分Ⅱ以上で重要性のある橋を対象としており、社会資本整備総合交付金を活用する事業となりますので、積極予防保全対象の橋梁を優先として計画しております。現段階で修繕費は、積極予防保全対象となる橋梁では1億4,000万円、一般保全対象となる橋梁では2億4,000万円、合計3億8,000万円と試算されておりますので、年間平均2,000万円で修繕しても約20年間かかります。維持工事につきましては、93橋のうち23橋の24.7%においてコンクリートの劣化や防護柵の劣化等の小規模な工事であり、これに係る維持費の総額は約400万円と試算されておりますので、限られた予算内で補修することができます。したがって、維持工事を優先して行うわけではなく、事業費の大きい修繕工事と小規模な維持工事を並行して実施することで、将来にわたり健全な橋梁の管理を行うこととしております。

次に、早期措置段階とされた橋梁の対策の内容と実施時期について伺うのご質問にお答えをいたします。

早期措置段階と診断されたⅢ判定の橋梁は、桜岡橋と外山入口橋の2橋でございます。このうち桜岡橋につきましては、ボルトの欠落によりⅢ判定となっておりますことから、診断後ではありましたが、早急にボルトを設置し、平成29年度に修繕しております。また、外山入口橋につきましては、木橋であり、使用頻度が少ないことから、将来、撤去で計画しておりますが、地元との合意形成を図った上で、最終的に撤去、またはかけかえをするか判断していきたいと思っております。

次に、将来、撤去するとした橋梁の代替についての計画を伺うのご質問にお答えをいたします。

将来、撤去対象となる橋梁は6橋の6.5%となっており、このうち4橋が木橋であります。構造や耐久性上において危険が懸念されております。また、6橋においては使用頻度が少なく、生活用道路ではないことから、将来、撤去で計画しておりますが、先ほどのご質問で回答いたしましたとおり、地元との合意形成を図った上で、最終的に撤去、またはかけかえをするか判断していきたいと思っております。

次に、平成30年度末時点での修繕着手橋の修繕状況と長寿命化状況について伺うのご質問にお答えをいたします。

これまでの修繕状況は平成27年度に2橋、平成29年度に4橋、平成30年度に1橋の合計7橋の修繕工事を実施し、次回、定期点検においては健全と診断される見込みです。また、修繕を終えた橋梁については長寿命化が図られましたが、今後も5年ごとに点検と診断を実施して管理を行うこととなります。

次に、メンテナンスサイクルの仕組みの確立について見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

橋梁の安全性、信頼性を確保するため、点検、診断を行い、計画を立て、修繕を実施し、管理、記録することを繰り返すマネジメントサイクルを確実に実行することとしております。このサイクルを効率的に行うことで、必要な予算の確保や修繕時期を設定することによる修繕コストの縮

減と長寿命化が実現すると考えております。

次に、日常・定期パトロールの規定について伺うのご質問にお答えをいたします。

日常パトロールにつきましては、橋梁を良好な状況に保つため、日常的な維持管理として、職員が路面状況の点検を実施しております。定期パトロールにつきましては、早期措置段階と診断されたⅢ判定以上の橋梁である外山入口橋を、職員が年に1回以上点検しております。パトロールで異常を発見した場合は概略図面の作成と写真撮影を実施し、緊急性を伴う損傷の場合は、直ちに交通規制などを実施することとしております。

次に、予防保全でコストの削減が図られても、メンテナンス費用は今後増大していく。インフラとして残す橋の選別も検討すべきでないか見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

メンテナンス費用に関しましては、損傷が軽微なうちに修繕費用を予測し、修繕費用を平準化した計画を策定することで、計画的な修繕を実施してまいります。

また、残す橋の選別につきましては、将来、撤去対象となっております6橋について、使用頻度が少なく生活用道路ではないことから、将来、撤去で計画しておりますが、現在、使用している地元との合意形成を図った上で、最終的に撤去、またはかけかえをする判断をしていきたいと思っております。

次に、2番の放課後児童クラブのあり方についてのご質問の児童福祉法に基づく厚生労働省令で、1教室に2人以上の配置を義務づけると、現行はされている。厚労省は、これを拘束力のない参考基準とする方針を表明した。職員数や資格など、自治体の判断で決められるようにする意向である。このことによって現行の学童保育がどう変わるか見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

学童保育の指導員の基準につきましては、現行では2人以上の放課後児童支援員であって、都道府県知事が行う研修を修了した者を配置し、そのうち1人は補助員にかえることができると定めております。この法案では、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数について、国で一律に定める従うべき基準を、地域の実情に応じ市町村が条例で定めることが可能な参酌すべき基準に見直しを行うものであります。市区町村が条例改定を行って職員数などを自由に決められるようになるため、放課後児童支援員の資格のない職員が1人で学童保育を担うことも可能となります。

町としては、子供の健全な育成及び生活支援を行っていくことが放課後児童クラブの役割であると念頭に入れ、運営基準の見直しにつきましては、現在、放課後児童クラブ等の関係機関と協議、検討を行っているところであります。

次に、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートが実施された。放課後児童クラブを利用する保護者から寄せられた利用基準や、土曜日と夏休み、冬休みの利用などの運用改善などにも反映されるのか伺うのご質問にお答えをいたします。

入所対象条件につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童、ひとり親家庭、生活保護世帯、児童が障害を有する場合、保護者が育児休業を終了した場合などの国基準の条件があります。アンケートでいただいた要望等を参考とし、児童クラブ等の関係機関と協議の上、

利用に対する運用改善の検討を図ってまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

答弁ありがとうございました。

ここに、平成27年から平成30年までに点検を実施しました点検リストを持ってございますので、それを見ながら何点か再質問をさせていただきたいと思います。

幸いなことに、本町では、緊急措置段階とされます橋梁が現時点ではないということであります。しかしながら、点検結果のリストを見ますと、整備後50年を超えた橋梁が6つあるわけです。最も古いのが大佐橋、1947年の架設であります。その維持計画では令和3年に維持工事を予定してあるようでありますが、修繕の内容と、その効果でどれだけ長寿命化するか、予測を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

大佐橋の修繕ということでございますが、修繕工事をするということで、従前の機能に近い形で修繕されていくと思われるものでございます。修繕して、どれだけの期間、今度、長寿命化されるかということにつきましては、ほぼ原状に近い状態にはするのではございませんけれども、あとは、その後に、また、5年ごとに点検をするということが法律で決まっておりますので、5年後の点検を見まして、かけかえではございませんので、修繕をした箇所以外にも何か損傷がないかを点検を見きわめながら、その際に、また、点検結果を受けた際の計画において、その後の状態を管理していくということになると思います。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

この点検結果表には維持工事ということで計画をされている、明記されているわけです。ということは、何らかの損傷が現時点であるという判断だと思います。やはり、先ほど、町長の答弁の中では、維持工事、修繕工事を決定するのは供用年数ではないのだという話でございました。その道路をどれだけの車両が通る、もしくは日常的に重要な橋かどうか大きな判断基準であって、年数は余り関係ないのだというお話でございましたが、これはやっぱり、50年どころではない橋ですよ。供用年数で66年とされておりまして、当然、維持工事をする計画を立てているわけですから、この計画書の中にはどういう損傷かまでは載っていないのですが、例えば、路面だったり、もしくは取りつける橋桁の内側だったり、そういったところを点検の結果、ぐあいが悪いと判断しての……これ緊急性ですよ、もう再来年の計画にしてあるわけですから。どの辺がどういうふうになっているのかということの個別の計画はどのようになっておられるのでしょうか

か。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

点検の項目でございますけれども、最初に、橋の構造がありまして、構造によって鉄系のものとか、コンクリート系のもの、木橋とか、ボックスとか、いろいろございますけれども、その中で橋の形状であれば桁、上部、あとは下部抗とか、あとは路面状況とか、あとは欄干と言いますけれども、防護柵系統の部分とか、そういう部分ごとの現地での点検を実施しまして、その総合判断ということになります。

それで、修繕ということになると結構大規模な工事となりますし、維持工事となりますと軽微なものということで、そんなに費用がかからない程度で維持管理的なものができるという内容になってございます。1件1件、一つ一つの橋につきまして点検結果表がございまして、1橋1橋につきまして修繕箇所なり、維持箇所なりが明示をされているというような形になってございます。総合判定的な項目もあるということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

その健全度を把握するために、5年に一度、近接目視点検によって橋梁の点検を行っているわけですが、その健全性の区分として先ほど、町長答弁の中でありましたけれども、Ⅰが健全とされる、大丈夫だと。Ⅱが予防保全段階で、Ⅲが早期措置段階、Ⅳは緊急措置、危ないよ、落ちるよ、その橋はというぐらいに壊れている橋だというふうに認識をしておりますが、町内93橋のうち、早期措置段階Ⅲが2橋あって、1つは桜岡橋、これはかけかえなので問題ないのですが、もう一つが外山の入口橋ということで、将来、撤去をする。住民と相談しながら撤去していくといったようなことですが、これも34年、供用年数が経過をしてあって、将来、撤去になっておりますが、この時期はいつごろになるのかという予測と、それから、外山入口橋と別に、10年後、健全性がⅡからⅢによほど上がるものが出てくるのだろうと思うのですが、Ⅲに下がるというのですか、上がるというよりも、ぐあいが悪くなるので、下がる可能性のある橋梁数の見通しについてお聞かせいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

1点目は、外山の橋の木橋の撤去時期についてということでございますけれども、これは直接、住宅につながるところではございませんで、農地への通路というような形で利用されている場所でございます。利用者の方には、一度、使用についてお伺いしている状況でございます。その判断は今後ということになりますし、また、改めて利用者の方とご相談をしていきたいと思っております。

あと、健全性の判定で5年後、10年後にⅡからⅢへと移行していくであろう見通しについてでございますけれども、これはやはり次回の点検結果を見て、それに応じて判断していくというような形になると思います。今回、健全度の判定区分の規定が変わって、計画を見直したわけでございますけれども、また、基準の見直しなどがあれば、その基準に沿いますし、再度、その点検の際に判断していくので、なかなか見通しというのはつかないのですけれども、先ほどからのご指摘がございますように、架設してから50年以上たった橋が結構あるということでございますので、確実に老朽化は進んでいるわけでございますので、増えていくであろうということは見込まれるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5番（真竈光幸君）

供用年数を見ますと、ここ三、四年でも50年に達する、40年超えの橋が相当数あるわけです。その維持管理プランですが、積極予防保全と位置づけた9つの橋以外に、健全性Ⅱに区分されている5橋について修繕工事も計画されておるようであります。健全性Ⅰに区分されている4橋については、これは5年ごとの点検のみとしているわけなのですが、中にある、そういった50年、40年に近い橋、間もなく50年を超える橋について、その使用頻度だけで修繕工事の優先順位を判断していいものかどうか、大変危惧をするところです。コンクリートの内部の腐食状態や金属疲労は目視ではわかりませんので、こういった橋の供用後の年数は、やっぱり大きな、大事な判断基準になると思います。目視で健全性が1だからいいということではなくて、やはり年代の古いものの順に、これはやっぱり専門家による検査を行う必要性というのはあるのではないかと、検討をいただけないのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

修繕をするには、利用頻度ということもございますし、あと、さらにその橋梁のかかっている条件、位置とか、山間部にかかっているのか、都市部にかかっているのか、下に何か道路があるとか、ないとかという条件と、また、使用条件、使用頻度が多い少ない、これも重要性の判断の一つになっていることとございます。

目視だけではなく、専門家に見ていただくという件につきましてはですけども、ある程度、例えば、コンクリート橋であれば、老朽化してくると何かしらの予兆があらわれてくるということを目視による点検で判断いたしまして、あと、実施段階というところで、どういう修繕が必要かという段階になれば、コンサルさんによって、実際、一部破壊して中の鉄筋を見てみるとか、そういうことはしております。

また、点検自体におきましても、日常点検以外、5年ごとの点検につきましては、専門といたしますか、コンサルさんのほうにお願いして見ていただいております。予兆をつかんだ段階、実際、修繕する前には破壊試験もして中を見て、それで判断しているという状態

でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

予防保全の考え方なのですが、普通、橋梁は50年でかけかえが必要というふうにされているわけですが、悪くなったら修理をするという事後保全が、こういったインフラ維持の常識と長くされておったのですが、計画的な維持管理でその橋梁を長もちさせていこう、未然に防いでいこうという、予防でありますから。先駆けは青森県が平成16年に導入しておりました、調べましたら。その縮減効果としてコストを削減していくのだ。予防保全の維持プランとして、いろいろな積極予防保全プラン、または一般保全プラン、経過観察プランというふうに区分けをしております。先ほど、課長が答弁されたように、使用頻度の高い田園地帯ですとか、山林に架橋されているものも結構あるわけで、93橋あるうち31橋がありまして、比率的に33%が田園地帯や山林への架橋されているものであります。令和10年まで対策の内容と時期を示した表があるわけですが、その対象とした橋梁よりも明らかに優先すべきと目視される橋梁の存在もあるわけです。この中の点検の結果、対策の内容、時期を見ると、どうもそういった点検を実施する予定が入っていない橋があります。そういった健全とされている橋梁については、結構維持工事の計画が入っているのですが、修繕対象に明らかになるであろうと思われる傷みの激しい橋について、ないのです。これはなぜですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

修繕計画、維持工事計画がないものに対して、さらに維持修繕が必要であろう橋梁があるということでございますけれども、具体的にちょっとどこかわかりかねるのでございますけれども、この計画では、あくまでも前回、点検しておる結果を踏まえての計画でございます。もし、そういう橋があれば、どうして外れているかは、今後、調べさせていただくということにさせていただきますと思います。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

それでは、具体的な名前ということなので、せっかく課長に答弁いただいていますから、課長の地元の橋を見ますと沢田橋、これは橋桁の下部の、下部というか、下の部分にコンクリートの亀裂、剥離、何というのでしょうか、剥離欠損といったらいいのでしょうか。が見受けられておるのですが、見た目でも非常に危ないという感じがしますが、これの計画は塗装塗りかえなのです。その部分を修繕しなくてはいけない、そこが先ではないかなと思うのですが、それが計画にはない。それから、これは中規模な多分損傷だと思われるのです。もう一つ、議員の懇談会とい

いますか、地区懇談会で戸河内の公民館にお邪魔したとき、そのすぐそばにある、男滝橋とありますけれども、あれもコンクリートの劣化というのでしょうか、がりがりですよ。非常に危ない。あれは雨水が多分浸透して、中が腐るだろうと思われるぐらいにコンクリートの劣化が激しいものがあります。こういったものについても、何ら計画に入っていない。むしろ健全とされる、これはⅡです、この橋も、健全性Ⅱなのですが。Ⅰのほうが実は維持工事の計画に入っているというのが、ちょこちょこ見受けられるのです。この辺いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

具体的な橋名で、最初に、まず沢田橋でございますけれども、こちらは、実は平成25年当初に策定した計画の際に、修繕をする橋ということで9橋ほど設計をいたしておきまして、そのうちの8橋ほど、実際にもう修繕を行っております。残り1橋がこの沢田橋でございます、こちらの計画では舗装ということになっておるのですけれども、実質には修繕の設計が上がっております、近々、来年か、再来年度に実施する。この塗装舗装工事ということで書いてございますけれども、その中で修繕をするという予定になっているところです。

あと、男滝橋につきましては、実際、髷石線が並行して走っておりますので、その橋梁に迂回路的なものがあるということで、これの維持工事が後年度のほうに回されているというふうに、こちらでは理解しております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

いずれ、緊急性を要するものの判断というのは、目視でありますから、その表面がかなり舗装が割れ込んでいる、雨水がしみ入る状態だとか、ここが検査基準ですよ。それで、橋桁の橋の裏側というのでしょうか、そういった部分の点検については、目視だけではなかなか見つけづらい部分があるかと思いますが、最初の答弁にあった桜岡橋のボルトが外れているなんていうのは、また例外といたしましても、結構コンクリートの割れている橋、先ほど、今、課長が言った髷石、あそこも橋がありますけれども、あれも非常に危険ですよ。橋の上の舗装は剥離しておりますし、取り付け部のコンクリートにもひび割れが入っております。そういった髷石橋なんかについても、実は計画がないのですよね。5年に1回の検査をするということで、橋のリストの中に入っているということだけで、特に緊急性を要さないという判断なのだろうというふうに思いますが、見た感じでは非常に危険性があるなというふうに感じます。

5年に一度の検査、全数監視が義務づけられているわけですが、そのメンテナンスサイクルといたしまして個別の検査表というのをつけていらっしゃるんですよ、管理記録。そういった個別の施設の計画の策定状況というのはどのように推移しているか、お知らせいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

点検結果、点検する際は橋の裏側といいますか、橋の裏側をどのように点検するかといいますと、まず橋梁点検者というのがございまして、そちらのほうで橋の裏側もすぐ近くで見られるというような状況で点検しております。そういう近接目視点検をした結果、それぞれの橋梁につきましては検査結果表というものを作成してございます。その中で、あとは重要度というのですか、先ほどからありますような重要度もございますけれども、その点検結果に基づいて、悪いものと、あとは重要度ということを加味しますし、さらに、あと予算的なもの、そこで、大体大きな修繕工事になりますと年間2,000万から3,000万程度ということもございまして、その中で、また、予算的なことも考慮しながら順位を決めていくということにしております。

議長（佐藤孝悟君）

真籠議員。

5 番（真籠光幸君）

ちょっと急いでまいりますが、日常・定期パトロールについて若干伺いをしていきたいと思いますが、基本方針といたしまして、日常パトロールの実施頻度は適宜とされております。また、住民と連携した橋梁の安全体制に努めるとしてあります。その連携する方法を具体的にお示してください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

1つは職員によるパトロールでございますけれども、実際、今の人員体制でございますと、頻繁になかなか外に出ることも難しい状況にあるわけございまして、その際、実際に橋梁を利用されている利用者の皆さんから、何か異変があればこちらのほうに通報をいただくとか、情報をいただいて、そして、確認するという作業ということで連携はとっていきたいということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真籠議員。

5 番（真籠光幸君）

定期パトロールについては、橋梁点検でⅢ以上とされた橋梁は年1回程度としておりますが、これは十分ですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

1回は最低実施するということで、1回以上は実際、見てきているところでございます。さらに、あとは異常時パトロールというのがございまして、台風、地震、特に地震が怖いのでございますけれども、そういう異常な気象状況が発生した際には、一斉に手分けをして点検をしていくという、そういうことも実施をしているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

やはり日常のパトロールは非常に大事なものだと思います。ただ、ひびを全て管理、把握することは不可能ですから、そのサイクルが適宜というのは適当な時期、気が向いたらというふうにもとれますが、適宜ではやっぱりちょっと不安が残るのだろうというふうに思います。

現在、農地、または水路の保全活動としてアドプト・プログラムがあるわけですが、地域の住民が保全作業をしております。橋梁についても同様に地域の住民との共有体制の構築を図って、日常・定期的パトロールと日常的な軽微な維持管理、例えば、排水管の土砂詰まりですとか、堆積した土砂の撤去ですとか、そういった清掃なんかを、アドプトを締結する方向性というのも検討しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

アドプト的なものの検討ということでございますけれども、実際、それに似たようなことといえますか、町道の除草などに関しましては、町道とか、あと、河川の草刈り業務に関しましては、各該当する行政区さん、手を挙げている行政区さんとは、限られた予算でございますけれども、一部費用をこちらからお出しいたしまして協力をいただいているという実績がございます。道路河川愛護会という名前で実施されているわけなのですけれども。あとは、橋梁の部分に関しましては、今後、そういう、例えば、行政区長さんにお声がけをしてみるとか、検討をしていく必要があるのか、今後、その辺を考えていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

予防保全は日常の点検、車の車検のようなものですが、期間を決めて必要な部品交換などを行う作業であります。ただ、定期的なスケジュール期間が適切かどうかという判断が非常にやっぱり難しいのだろうと思うのです。過剰な点検回数になりましたり、交換といいますか、軽微な修繕が必要になったりしてしまうおそれもあります。そこで、せっかくならばつけていらっしゃる管理記録簿を有効活用して、予防保全にプラスをしまして、監視対象となる橋梁に対しまして、日常の管理記録から兆候を察知しておく予知保全という考え方も検討していくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

予知保全のご検討という話ですけれども、今、実際、保全の形態なども一応、国で決められたような形にのっとっての形で分類して行っておりますけれども、日常的な点検が定期的に確実に

行われるということであれば、町独自の体制としてそういうことも考えられますが、それは今後、検討させていただきたいということでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真籠議員。

5 番（真籠光幸君）

それでは、この質問の最後に町長に答弁をいただきたいと思いますが、建設後50年を経た橋梁を修繕し長寿命化をしていく。何回も申し上げましたが、町内には40年を超える橋梁が42橋もあります。予防保全にて維持工事を行いましても、経年劣化による近将来の撤去、かけかえは避けられないと考えます。予防保全は対象となる社会資本の寿命を少しずつ延ばして、一気にかけかえの費用が発生しないようにするというのが目的であります。日々の管理、軽微な維持作業は地域住民との共有体制を構築し、予防予知保全への展開をもってコストの削減を目指すべきと考えます。住民の生活を支えている、こういった重要な社会資本の長寿命化は、住民参加で維持していくという意識を高めるためにも、管理記録の公開や現況、橋の名前の表示、標柱、町内の橋マップなどの町民ホールへの掲示、広報での橋の高齢化ランキング特集とか、住民への情報発信もしていくべきであると思いますが、最後に見解をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまの提案は大変重要なことだというふうに思っております。特に今回、今回というか、近年、国土強靱化計画の中で橋梁のかけかえ等も点検が、それぞれ見ながら、かなり進んでいるなという部分も、私自身も全部歩いたわけではありませんけれども、見させていただいている部分もあります。その危険度の最も悪い部分、危険度が高い部分から修繕をしたりして、今、やっているとあります。今後、何をやるにしても、やはりどういう状況であり、年数だけではなく、年数がたっていなくても安全であるということが第一だというふうに思っております。橋の重要性は、議員おっしゃるとおり、共通理解をしておりますし、なおかつそれを、全体的に、今後、町として、どうそれを手がけながら、そして、やっていくかということについては、さらに検討が必要かというふうに思っております。ただ、住民に対して、橋が今、こういう状況にあるということはやっぱり示しながら、そして、やっていく、そういう責任は町としてもあると思いますし、特に、今後、点検など、地域とのかかわりという、やはり住民参加で一緒に情報共有しながら、そして、そこを特に利用する方々には橋の今の状況等もしっかりと確認もしていただきながら、その情報を、また、町にも届けていただきながら、また、町としても足を運びながらやっていくことになると思います。いずれ、町民ホール等々も含めての話だと思いますが、住民に対してそれをお示しするということは大変重要なことだと思いますので、今後もその方法については検討させていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

ありがとうございました。

それでは、最後の質問ですが、放課後児童クラブについて伺いますが、共働き世帯などでの小学生が放課後、休日を過ごしております放課後児童クラブに入れない待機児童の解消に向けて、今回、緩和をされたものというふうに認識をしているものであります。

ただ、緩和をすると、職員1人がより多くの子供たちを見守ることによって、安全確保などに問題が出ないのか、または、専門ではない方が子供を見ることについて、本当にそれで大丈夫なのかという保護者の心配もあろうかと思えます。総括的に、そのあたりの問題で、平泉として今回の厚労省の省令を踏まえて、条例まで盛り込む考えはあるのかどうかをお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

児童クラブの職員の条例化に伴うお話でございますが、いずれ町としましては、当分の間、現行の職員体制で運営したいと考えておりますが、条例に関する事項につきましては、これから放課後クラブ等の関係者と協議の上、検討してまいりますし、今、放課後児童クラブは2つありますが、放課後児童クラブの方々とも協議をして、いろいろな問題点を洗い出しまして、条例化するか、しないかも検討しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

ありがとうございます。個人的には、やはり条例化の改正まで踏み込まなくていいのではないかというふうに、私自身は考えておるところであります。専門の職員、子供を見守る職員についてはやはり専門性がないと、これは誰でもいいというものではないのだろうというふうに考えますので、ぜひよりよい検討をお願いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、アンケートの結果、なかなか受けていただけない、もしくは留守に家族がいると入れないという規定があるわけですが、留守番にならない家族というと大変申しわけないのですが、家庭状況については、もう少し面談の中で入れていただけるような配慮も必要ではないかと思えますが、最後にその1点だけお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

入所対象条件につきましては、先ほど、町長答弁のとおり、国の基準を運用し、それぞれの児童クラブの定数をもとに入所の有無の判定をしておりますが、保護者が家庭で子供を見られない生活状況にあり、高齢の祖父母が同居の場合は、家庭状況を確認の上、利用できるように検討してまいりたいと思っております。

5 番（真竈光幸君）

終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時19分

議 長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告5番、三枚山光裕議員、登壇質問願います。

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

通告5番、日本共産党の三枚山光裕でございます。通告に従って質問いたします。

私の質問は4つの項目についてです。

質問の1つ目は、交通安全対策についてです。

平泉町は、8月22日に岩手県に対し平泉町としての要望書としてまとめ、要望を県にいたしました。その中で、主要地方道一関北上線と県道相川平泉線の道路改良を求めています。その内容について伺います。

また、町としての独自の交通安全対策も必要と考えますが、どのように考えているのか伺います。

質問の2つ目は、町道の維持管理についてです。

町道ののり面などでは立木が大きくなり、いわば繁茂し、見通しの悪化や道路が狭くなるなどしています。交通安全上も定期的な伐採、枝払いが必要と考えます。立木の伐採や枝落としなどの維持管理等はどのような基準で行っているのか伺います。

質問の3つ目は、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費負担についてです。

幼児教育・保育の無償化が10月から実施予定です。今回の無償化によって、副食料費は公的給付の対象から外れ保育施設が徴収することになります。そうなりますと、年収360万円以下の世帯は免除対象となりますけれども、年収360万円以上の世帯は新たな負担となります。年収360万円以上の世帯に対し負担の軽減策が必要と考えます。町の考えを伺います。

質問の4つ目は、新社会教育施設の、いわゆる公民館機能についてです。

新社会教育施設の公民館について、要求水準書では社会教育主事を新しい施設に常駐しないことになっています。常駐しないで公民館の役割を果たせるのかが疑問です。町の考えを伺います。

以上4点、答弁を求めます。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線の交通安全対策についてのご質問の、8月22日に岩手県に対し平泉町の要望書を提出した。その中で、主要地方道一関北上線と県道相川平泉線の道路改良を求めた。その内容について伺う。また、町としての独自の交通安全対策も必要であるが、どのように考えているのか伺うのご質問にお答えをいたします。

本年度の岩手県への要望につきましては、教育文化関係5項目、道路河川関係7項目、放射線関係2項目、農林業関係3項目、地域振興関係4項目の計21項目を要望しております。その中で、議員からご質問がありました主要地方道一関北上線と県道相川平泉線の道路改良につきましては、主要地方道一関北上線については、長島字田頭地内から竜ヶ坂地内までの区間の路線変更を含む歩道拡幅、急カーブ等の解消工事、県道相川平泉線につきましても、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭いところが大型車両等の走行に支障を来していることから、改良整備について要望したところでございます。

県南広域振興局長からは、主要地方道一関北上線は国道4号線を補完する路線であり、県としても重要な路線と認識していると。平泉町田頭地内から竜ヶ坂地内までの整備については、交通量の推移や予算の動向等を見きわめながら検討。県道相川平泉線については、国際リニアコライダーの実現に向けた進展もにらみながら検討していくが、早期の整備は難しいとのお話がありました。しかしながら、主要地方道一関北上線においては、一昨年、本年と死亡事故も起きていることから、引き続き早期の整備について、繰り返しさまざまな角度からお願いしてまいりたいと考えております。

また、町としての独自の交通安全対策としましては、以前に比べ交通量が増加していることや通行車両のスピードが上がっていることについて、機会を捉えて地域住民に対し啓発してまいりますし、警察や道路管理者とも意見交換を密にすることで対策を講じてまいります。

次に、町道の維持管理についてのご質問の、町道ののり面等の立木の繁茂により見通しの悪化や道路が狭くなるなど、交通安全上も定期的な伐採、枝払い等が必要と考える。立木の伐採や枝落としなどの維持管理等はどのような基準で行っているのか伺うのご質問にお答えをいたします。

町道ののり面等の立木の伐採や枝落としなどの維持管理基準は、町としては設けてはおりません。町道の通行に支障となる立木の確認については、維持管理の一環として職員がパトロールを行っておりますが、町道の総延長が平成30年度末で252キロと長距離となるため、道路利用者からの情報提供により職員が確認するなど対応しております。

伐採、枝打ちについては、町道敷の立木は町道の維持管理として行っております。また、私有地から張り出した樹木については、所有権が土地所有者にあるため、所有者の方をお願いしているところであります。

次に、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費負担についてのご質問の、幼児教育・保育の無償化が10月から実施予定だ。副食料費は公的給付の対象から外され、保育施設が徴収することにな

るが、免除対象以外の世帯は新たな負担となる。負担軽減が必要と考えるが、考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

保育料の無償化については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、急速な少子化の進行と幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために実施されます。

10月から幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳の全ての子供の保育料を無償化、また、ゼロ歳から2歳の子供については、住民税非課税世帯を対象に無償化されます。財源負担につきましては、公立施設の場合、町が全額負担することとなりますが、今年度に限り、無償化とした保育料については子ども・子育て支援臨時交付金が交付されることになっております。

一方、給食費については、現行では3歳から5歳の子供については、主食費については持参、副食費については保育料に含まれ、保護者に負担していただいております。ゼロ歳から2歳の子供についても、主食費、副食費ともに保育料に含まれ、保護者に負担していただいております。10月からの無償化に伴う国の方針として、副食費は公的給付の対象から外され施設による実費徴収が基本となりますので、町としましても、国の方針と同様に保護者から副食費を実費徴収させていただくこととなります。

次の4番の新社会教育施設の公民館機能についてのご質問と、ただいま、私がお答えしました3番の幼児教育・保育の無償化に伴う給食費負担についてのご質問の教育委員会の見解につきましては、教育長が答弁をいたします。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

はじめに、3番の幼児教育・保育の無償化に伴う給食費負担についてのご質問にお答えいたします。

幼稚園の副食費については、現在、給食費として入園者全員から月額3,000円を徴収しております。このたびの幼児教育・保育の無償化に伴う給食費負担についての考え方は、町内にある保育所での対応との整合性や公平性を考慮し、平泉町として同様の対応をしていきたいと思っております。

次に、4番の新社会教育施設の公民館機能についてのご質問にお答えします。

新社会教育施設への社会教育主事の常駐は考えておりません。しかしながら、現公民館の機能と事業については、新たな施設でも継続して実施していく予定としております。

公民館の役割としては、1つには地域生活に根差す集会と活用「集まる」、2つ目に生活文化を高める学習と創造「学ぶ」、3つ目に地域連帯を強める総合と調整「つなぐ」の3点ではないかと考えております。この3つの機能、役割をこれまで行政が中心となって行ってきたが、成熟した社会が形成されてきた今日では多種多様な要求があることから、町民、企業、行

政で役割分担や協力しながら、これまで以上の事業展開を図っていきたいと考えております。

1点目の「集まる」は、イベント的な事業や会議のために集まるだけでなく、日常からそこを拠点として活動できる環境をつくることにより、町民がみずから集まり活動していける場所にしたいと考えています。

2点目の「学ぶ」は、心豊かに生活していくため、年齢や時代に応じた個々の学習要求を満たす事業は、民間企業がその蓄積したノウハウを生かし実施し、現代的課題解決や年代に応じた体験活動、人づくりにかかわるものについては、行政が中心となり、同じ目的のもとに気の合う仲間が集まり学習するようなものは、町民が自主的に実施していくなど、役割分担を行うとともに、それぞれが協力し合いながら進めていきたいと考えております。

3点目の「つなぐ」については、地域づくり、まちづくりのほかにも、世代間の交流や伝承など、先人の思いや活動を後世に引き継ぐものも考えられます。こちらも地域団体などと協力しながら進めていきたいと考えております。

社会教育主事については、現在、1名が教育委員会で業務を行っており、公民館には常駐しておりませんが、事業の実施等を連携しながら行っており、今後も常駐の予定はありません。しかしながら、新施設との連絡調整や事業実施について専門の担当職員は必要と考えられることから、教育委員会事務局の組織の対応は必要と考えております。

また、要求水準書には、これまでの公民館でのサービスの維持も記載しております。このようなことから、社会教育主事が新しい施設に常駐しなくとも、公民館機能の役割は果たせるものと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、交通安全対策について質問いたしたいと思います。

一関北上線については、長島の田頭地内から竜ヶ坂地内までの間について、路線変更を含む歩道拡幅とか、急カーブの解消工事を求めたということでもありますけれども、相川平泉線についてお聞きしますけれども、旧JA平泉、農協の長島支店の歩道については要望したのでしょうか。以前に私も質問いたしましたし、同僚議員も質問していたかと記憶しております。何よりも住民からの要望でもあります。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

相川平泉線に関しましては、七曲交差点付近の歩道改良と、あと、側溝を大きくしてほしいということも要望しております。これは要望書の中には記載はございませんが、その後の意見交換会で、やはりこの部分に関しても地域懇談会でも出ておることですので、ぜひとも早急をお願いしたいということをお願いいたしました。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

そういうことで、口頭では言ったのだらうなというふうに私も思っていましたので、安心したといえますか。

そこでなのですけれども、実は、以前に、2017年、おととしの12月会議だったと思います。私の一般質問で、農協のところのことについて質問したわけです。そのときの答弁なのですけれども、当時、課長は違っていましたけれども、こういう答弁をしていました。町のほうではお願いをしていると。交差点の抜本的な改良ということを強くお願いしているところでございます。個別に歩道を設置すれば、その交差点改良が後回しになるという可能性もございます。ですから、子供たちの安全に関しましては、スクールガードあるいは交通指導隊にお願いして見守っていただくのも一つの方法というようなことを言っていました。つまり、あのときの答弁は道路改良、そのことに重点を置いた答弁で、それが後回しになると、交通安全対策になると、ということをやっていました。実は、この間、町政懇談会の中で、町長は、ことしの痛ましい事故を受けて、私は18区が地元ですけれども、18区には行きませんでしたけれども、19区、20区とお邪魔をして傍聴といえますか、話を聞いてきまして、町長が真っ先にこの安全対策のことを述べまして、これは緊急性があるのだということで話していました。そういう点からすると、この2017年の答弁というのは、やはり今の町長の立場とも違うし、このときの答弁というのは変わったのだという認識でよろしいでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

変わったということではなく、その認識は、本来、従来ずっと変わっていないということでありまして、特に、今回は、こういったことが一昨年、そして、今回もこの事故が起きる前にも、私は県庁に足を運んで、そのことの、また何か起きてからでは遅くなるので、今まで、どういう順番になっているかは把握できていないけれども、いずれ順番を上げて、そして、やる、そういう緊急性のあるということについては強くお話ししてきた、要望してきたものでありまして、そういった意味では、地域住民の方にも一つは当然安全走行を、ああいう状況の相川線、そして、北上線でもあるから、運転者に対しても安全走行をしていただければ、ある意味では防げることもあると思いますし、そういった意味で、安全走行がまず第一だと思いますし、なおかつそれにしても交通量が多いということは、今回の地域懇談会でもちょうど長島に差しかかっていたときでありましたので、特にお願いしたのは、従来の北上一関線のような交通量ではないということ、地元の人たちも、あそこだけではないのですけれども、十分、そのことを認識されて、まだ大丈夫だなどとして渡るのも、もう少し息を落ち着けて、通過してから渡るとか、そして、車を運転する方も、道路はどこでもすけれども、やはりあそこを特に走行するときは、安全速度をきちっと守りながら安全運転をしてほしいということをさらにお願いしたところでありますので、

従来の考え方と全く変わるものではありません。ただ1つ、この改良がさらに遠のくということであれば、やはり抜本的な、大変集中する部分は改良する、それを突出して、そこだけでもやるという方法論も提案させていただいたということでもありますので、意識は全く変わるものではありません。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

なぜ聞いたかといいますと、実は当時の2017年の私の質問でも、結局、道路改良となると、たしか北上線はCランクというふうに、この間、答弁があったと思うのですけれども、なかなか見通しが立たないという答弁もありました。そうなりますと、やはり抱き合わせといいますか、それに合わせてとなりますと、いつになるかわからないと。だから、単独でもというか、交通安全対策だと。当時、歩道でしたから、とりわけ通学路ということで子供の安全という立場から取り上げたわけですけれども、そういう点では道路改良と別に、安全対策という立場で急いでやるというのが大事だというふうに思ったわけです。ですから、そのときに、当時の課長の答弁は、それが後回しになると、改良が後回しになるという答弁だったので、やっぱりちょっとこの観点は大事なかなというか。実際、この間の町長が懇談会で述べたのは、今もおっしゃりましたけれども、住民の安全、命を守るという点で緊急なのだと、それが正しいのだと思います。それで、やはり聞いたわけです。実際、県でも、町長もすぐにいろいろ動いたのだらうと思います。早速、この改良の問題では動いているというのもお聞きしましたし。だから、そういう点では、町長が素早く動いたと、そして、県も動いているというのは私も承知していますので、それはそれでいいのだと思うので、やはり交通安全対策は優先されるべきだということを確認できればいいわけです。

さて、それで、次に移るのですけれども、今回の要望で田頭、滝の沢を私も歩いていて、危険なところと見通しのきかないところがいっぱいあって、今回の事故を受けて、なおさら、私も本当に注意するようになったというか、ここも危険だなというふうに感じたわけです。それで、2.75キロというふうに距離も書いてありました、要望書にですけれども。具体的に町として幾つか危険な場所、特筆すべきこと、6月会議で高橋拓生議員も質問してしまして、そこでもあったのですが、どういった場所がとりわけ危険なのだろうというふうな認識をお持ちなのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

危険の見方はさまざまあると思いますが、特に北側からいうと、まずは橋階商店のある部分、そして、その次のカーブ、そして、駐車場に至るまでの前のカーブ、そして、次、上街道線と交差する、あそこも向こうの道路が見えない、そういう状況での危険。そして、それをまた100メートルほど下りますと、あそこの住宅は佐々木さんのところですか、住宅。そして、七曲交差点

まで行く道路、そして、七曲交差点、そして、次の焼き鳥屋さんのところの交差点、そして、野田交差点、そして、下りの部分。そして、あそこは歩道もありますし、歩道も狭くなっておりますし、そして、下がって、あそこは畠山さんのところのあそこの橋の付近、もちろん下りもですが、そして、山王地内、そして、改良されている部分までつながる部分といったように、2.75全てであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

丁寧にお話しただいて、本当に。町長は本当によく掌握されているなということで感心をしたわけです。

それで、町長はこういうふうにちゃんとわかっているなど。問題は、庁舎内というか、担当課も含めて、そういう共通認識になっているのかどうかということも一つ大事な点だと思うわけです。

それで、私も何度か現地に、事故の後のところを見たわけですがけれども、例えば、私も現地に行って本当にびっくりしたといいますか、これは高橋拓生議員が6月会議で言っていて、歩道の狭さです。本当にびっくりしました。ちょっとメジャーを持ってきたのですが、このところは今170ぐらいあるのです。あそこは、広いところは郵便局から南一関のほうに向かって2メートルぐらいあるのです。ところが、一番狭いところは五十五、六センチなのです。56センチ入ってこれぐらいですから、私の体がいっぱいになるかどうかということなのです。本当に驚きました。靴1足、両方の足で。だから、高橋拓生議員が言ったように、人は境の縁石か何かに乗って、自転車というふうになって、本当に、そういう危険な場所なのだということなのです。だから、そういうところは事故後に庁舎内でもちゃんと共通認識になったのか。例えば、事故後だけでなく、これまでもいろいろ議論してきたから、町長も全部わかるのだと思うのですけれども、担当課も含めた庁舎内ではその後、議論はされたのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

当然、私がそういう認識をしているということは、庁舎内でも全てが、特に担当課は認識をされております。そして、私と一緒に、また県にも出向いているという事実であります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

それで、これは県道でありますから、県の。だから、県がやるべきこと、できること、それから、町がやるべきこと、できること、そして、住民なのです。やっぱりやるべきこと、できるこ

とということだと。

きのう、実は議会が終わった後も行っただ。その前も何度か行って、4時とか、そういう時間帯なのですが、1分、2分の間に10台は軽く通るのです、車が。本当にびっくりしました。縦断とか、そこを車で移動することはあっても、1カ所でずっと車は何台流れるかなどというのは見たことがなかったのです。ですから、多分、町内の旧4号線よりは多いのだろうと。だから、町長が何度も懇談会で言っていました、認識を変える必要があると、交通量が違うのだと。非常に大事な点。そうしますと、やはり答弁でもありました、いろんな啓蒙ですか。そもそも交通量が違うのだよという点で、町民のほう、住民のほうについて言えば、そういった啓蒙、広報での周知もあるかもしれない、あるいは交通安全教室みたいなこともあるかもしれないです。そういう点は必要だと思うのです、それぞれのところでやるべきこと、できることと。

そこでなのですけれども、県にこの間も要望してきた。実際、これでも要望もしてきたわけですけれども、県に要望する場合にやっぱり、今、町長が本当に事細かく日常的に気づいている危険な箇所について、より一層具体的に、町として、ここはこういう方法というようなところの提起も必要なのではないかなと。もちろん地域の方々ともいろいろ話したり、そういった要望なんかも含めてというのが大事なのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

現時点での文書化で出した要望書には、細かな部分というのはすぐわないものもありますので、それらの細部に関しましては、後半の部で行いました意見交換で各箇所について指摘しております。それで、先ほど、町長が申し上げたとおりですが、全線改良というものが急がれないのであれば、そういうところの部分的な改良ということも考えていただけないかということで、このたびは、今までにない形で意見交換でもお願いしたところでございました。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

例えば、山王の一関側から来ると、緩いといっても長い下り坂、逆のほうから来ても、カーブですけれども、やっぱり下り坂で、走ってみても、別にアクセルを踏み込むこととか関係なく、スピードが上がるのです。そうすると、具体的な話でスピードを落とす、減速させるための何か、カラー舗装なり、いろんな道路標識もあるかもしれませんが。そういったところが、例えば、具体的な要望とかというのものもあるかもしれませんが。それはいろんな議論の中で本当に最善のものを求める必要があると思うのですが、実は郵便局側から行くと、スピードだったかな、看板によって、横断歩道の看板が見えないのです、あそこね、こっち側。反対側はないのです。ただ、町で横断歩道がありますという看板が3つ、4つあって。それから、あそこは下りなので、長い下り坂とか、そういう県が立てた看板があるのです。だから、そういったようなことが今、現状で、横断

歩道があるとか、そういった点での周知化というのはまだまだ足りないのだろうと思うのです。ですから、そういう点も含めて、いろいろ議論も深めながら具体的な提案をしていくということが、県としても対応がしやすいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

横断歩道等に関しまして、道路施設に関しましてですけれども、公安委員会の部分もございまして、交通事故の後、町長と一関警察署長と会いまして、横断歩道の道路標示等も含めて、さらにきめ細かにお願いできないかということもお願いしてきましたし、また、さらに道路の脇のさまざまな表示物に関しては、あそこは県道のものでありますから、道路占用という形になって、簡単に立てることはなかなか難しいのですけれども、そういうものの設置に関しても、今後、議論の中で有効な手段をとれるような形で、警察と公安委員会、あとは道路管理者と協議をしながら進めていきたいということをお願いをしてきたところでございました。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれあそこは、今に始まったことでなく、以前から危険な箇所だということで、いろんな経過があったようです、私もお聞きして。だから、いろいろ、歩道であれば、歩道について、例えば、言えば、民有地もあるわけです。そうすると、いろんな経過があって、なかなか、やっぱり私有地ですから。それをあそこ、今、お話ししたところ、あれは住宅地なわけです。そういったこともあるというもお聞きしましたので、いずれにせよ、抜本的な道路改良がなければ、なかなかならない。そうすると、今の中で最善策を、現場も検証しながら、工事提言をしていくということと、町長もさっき言った、やはり町民に対して今までとは違うのだということをしかりと伝えていくという、周知していくということは、今の段階で何ができるかというのは大事だと思うので、引き続き頑張りたいというふうに思うわけです。

さて、町道の維持管理についてに移りたいと思います。

それで、この管理基準は設けていないということではありますが、ちょっと私も東稲ゴールドラインというのを、恥ずかしながら、きのう、実は初めて知ったのですけれども、具体的には長島西風線、それから中鈴峰小倉線、この辺がゴールドラインの始まりか何かだと思うのですが、この辺の早期の伐採をできないかということで、住民の要望もあったわけですが、その辺は何か計画とかはあるのですか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、町道の管理としては、通行に支障がない範囲ということで、のり面の立木が道路敷から出ていけば、町で支障になっておれば伐採とか、枝打ち

はさせていただいておるのですけれども、あと、なかなか、あとは私有地から伸びてきている枝については所有権等々の問題で、所有者の方をお願いしているところがございます。その中で、異常な気象状況によります倒木とか、枝の落下、枝が折れて途中で引っかかっているとか、そういう危険性がある場合には、私有地から伸びている樹木に対してでもこちらのほうで対応をしているような状況でございます。

その後、伐採の計画ということでございますけれども、特に町として道路管理としての伐採計画というのはとっておりません。先ほど言ったように、延長も長いものでございますので、なかなか目が行き届かないので、住民、利用者の方々からの通報によりまして、当町で職員が伺って見て、必要があれば、民地であれば、枝打ちの必要性とか、やっていただけないかというご理解をいただいて、作業を進めさせていただいているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

上街道線ですか、あそこの、山谷になるのかな、住所は。それから下平というか、あっちに抜けていく所なのでございますけれども、8月だったと思いますけれども、伐採をしたわけですが、たしか。あれは本当に大変みんな喜んでいました、見通しがきくということで。あれについては、どういった経過で伐採に至ったのか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

昨日の答弁でもありましたけれども、西行桜の森周辺の環境整備ということで、そこに関するところであれば、眺望確保という観点で、地権者の同意を得て、わずかではありますけれども、計画的に伐採するというふうなことで、今、やっております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

もちろん住民の要望があったということなので、よろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

これは直接住民の要望というわけではありませんで、こちらのほうの、町として行ったところでもあります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ、あそこも、今、伐採が終わったと。その先もぜひ切ってくれという要望も実はありま

して。だから、常に住民の方は、さっきいった西風線とか、中鈴峰小倉線についても非常に、当然、これから冬になってくれば、日陰になれば凍ってくると、見通しも悪いということなので、やはり定期的なことで管理していくことが大事なのだと。

そこで、町には維持管理の基準はないということだったわけですがけれども、国で、これは2013年、平成25年なのですけれども、サービス目標と維持管理指導についてということで、例えば、平成21年までだったら、除草だと年に1回から3回、剪定は年に1回から3年に1回、平成22年以降にまた変わって、最近、また変わっているのです。やはり一定の基準があって、高木、中低木は今、原則3年に1回とかとなっているのです。こういう基準を設けるかどうかというのは別なわけですけれども、それに基づいて、東北地方の整備局でも同様の基準を設けてやっているようです。だから、やはり住民が、非常に枝も大きくなり見通しがきかない、冬場も木があるために凍って危険だというふうに言っているわけですから、定期的にパトロールもしているというわけですから、そういったところもやって、一定の基準でやることは、設けなくても、大事なのではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議員おっしゃるとおり、一定の基準を設けてという話ですが、それに即した対応ということとは思うのですけれども、先ほども町長答弁でありましたように、延長がかなり長いことがございます。あとは、国と違って、国ですと国道関係ですけれども、利用状況というか、その道路の利用状況等もあると思いますので、利用者からの通報を基準にして実施はしたいと思っております。その際、道路を利用している方々は、それが町が管理するものなのか、個人、民地からの木なのかという判断がなかなかつかないと思います。そういう場合は連絡いただいて、こちらで確認をして対応をしてみたいと思いますので、通報のほうはよろしく願いたいと思いますし、当方のほうでもそういうふうな対応をとっていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

ここで休憩をしたいと思います。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

三枚山議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、町道の維持管理について続けて質問したいと思います。

いずれ、町では、いろいろ維持管理の基準については持っていないということでしたけれども、パトロールもしているということであれば、当然どの道路がどうだというのは細かくつかんでい
ると思うわけでありませう。

そういう点では、私などは、長島のほうは少しはわかるけれども、そうすると、やはり日常的
に十分状況はわかっている、それでも交通安全上といいますか、ふぐあいがあるというところで、
手だての打たない理由というのは何なのか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

現在、パトロールの結果または利用者からの情報提供によって対応していて、まだ手が回らな
い部分のお話ということです。

先ほどもちょっと述べたかもしれませんが、いずれかなりの延長が長い部分があつて、
全部回り切れていない部分があるということもございますし、あとはそのパトロールしている者
と、あとは実際利用している方の視点の違いも若干あるかとは思いますが、でありますので、目の
行き届かないところは道路利用者からの情報提供を頼りにして実施していくということで、今現
在行っております。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

きのうの千葉勝男議員のところの答弁でもありましたけれども、いわゆる町の境の問題ですね、
私有地との。実際道路の枝が伸びて、ふぐあいが生じているわけです。そういう中で、やっぱり
安全、あるいは地域の人は不便も感じていると、実際、要望もあるという中で、その町有地だ民
有地だということではないのかと思うのですがいかがでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

先ほども述べましたけれども、今いま、危険である倒木、あとは折れた枝がぶら下がっている、
または枝が道路に落ちているなどは、そういう境なくこちらのほうで管理はするようにしており
ます。時間的にも夜中であっても重要なものにつきましては業者対応、直営とかいろんな手段で
やっているところであります。

ただ、明らかに所有権、民地から生えているもので所有権が町ではないという場合につきまし
ては、そちらの所有権のある方の一応許可をとってから、こちらで危険なところも作業するとい
うような形にはなろうかと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

上街道線の話、午前中にありました。これは要望じゃなくて、これ建設水道課じゃなかったということなんですか。実際はそういうふうに行っているわけです。私も見ましたけれども、当然境にはあるわけですが、民地にも入るといえるのか、伐採上の、作業上の問題もあると思うんですけれども。やっぱりそうだと、余り民有地だ、町有地だということにこだわらないでいえるのか、柔軟に交通安全、そういった住民の要望に応えるという点で、もう少し柔軟な対応をとるべきではないかと思うのですがいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

先ほどの上街道線の件でございますけれども上街道線の件はちょっと確認いたしましたところ、当課のほうで住民からの情報提供により直営で伐採した箇所であるということがわかりましたので、ご報告いたします。

あと、やはり民地からの木に関しましては所有権がございますので、それを無断でこちらで切るといえることは一応できない、危険であれば別ですけれども、通行に危険、緊急事態ということであればこちらで対応いたしますけれども、一応そうでない場合には、所有者にこちらで確認をとってからのということになります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

もちろん、確認とるのは当然のことであって、勝手に切るといえることはできないわけでありませうから、それは当然のことです。

いずれにせよ、町民のそうした要望に的確に、迅速に、いろいろ体制の問題とか予算の問題はあるにせよ、応えていただくことを求めたいと思います。

そして、次の質問に移ります。

幼児教育・保育の無償化に伴う給食費負担についてです。

今回、消費税負担というものが生じるわけですし、それから所得の低い人たちはそれなりに保育料も安かったわけでありませうから、実際は消費税の負担というものがかかるといえることで、保護者とかの負担軽減というにはどうかと、今回の国の方針が疑問を持つわけでありませう。

いずれにせよ、360万円を境に変わってくるということなんですか。平泉町の場合、対象者は何人いるのか、それから副食費の月の金額というのは結局幾らになるのかということに伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今度の無償化に伴いまして、給食費だけいただく児童の数でございますが、3歳児から5歳児までですけれども、55人となっております。

あと給食費につきましては、月の開所日数によってそれぞれ違いますが、大体4,600円から5,300円くらいの範囲で実費はかかっているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

その実費は5,300円ぐらいまでと、幅があるわけです。実際は、幾らというふうにはもう決まっているんですか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

まだ金額のほうは定めておりません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

近隣の場合はこども園になっていて、一関でもその際に法人化になっているところもあるようですけれども、そういった近隣の状況というのは、もし知っていれば伺いたいと思いますけれどもどうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

これは先日行われた会議の中で資料としていただいたものでございますが、一関市では、国が示している額である4,500円、一関はそうですね。あとは県内でいきますと、15市町村がその国の基準で定めております4,500円を副食費としていただくということになっているようです。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれにせよ、この無償化に伴って町では1,300万円ですか、いずれ私立と違って負担がある、財政負担ができるということとなかなか苦しいというか、難しいというわけであります。

そして、副食費でも結局町の負担も場合によってはあるということが事実だと思うんです。それで今年度はできないということなのですが、来年度以降については検討する余地はあるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

来年度につきましても、本年度同様、副食費については保護者の方から徴収をしたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

8月1日から子供の医療費、小学校卒業まで窓口が、現物支給無料になったと非常に歓迎されています。私も町長に求め、町長も、33市町村が合意もし、県が取りまとめといいますか、なったということで、保護者、お父さん、お母さんだけでなく、おじいちゃん、おばあちゃんもやっぱり病院に行けば払うのはおじいちゃん、おばあちゃんだと、その後は口座に入るのは別という話も聞いて、そんなことも含めて非常に歓迎されていました。いずれ、町長も子育てを大いに支援しているという立場であります。

実は、この給食費、副食費をめぐっても、宮古市は今の議会でしたか、これについても全額とらないという方針で決めているようです。あるいは、横手市もそういう方向で、これも今の議会だったと思うんですが、そういうふうにならしている、やろうとしている自治体も多くあります。

やはり、医療費についても現物給付は別として、平泉町でも高校卒業までというふうになっています。そういった積極的な立場を示してきました。

そうしますと、この副食費の問題についても、やはり積極的な立場をとるべきではないかと、とってほしいなと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

県内の市町村でも、副食費を無料にするという市町村も4市町村くらいあったようです。今後、近隣市町村の動向を見ながら、その辺の無償化につきましては検討していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

その横手市、実は秋田県がことしの6月議会の補正だったと思うんですが、副食費助成事業というのを始めまして、県としてそういうのを実施したわけです。それに横手市が独自に上乗せをして無料というふうにしたという仕組みです。秋田市の場合は、年収360万から640万までの世帯が2分の1、年収640万からの世帯が4分の1、あと少ないところは10分の10とかあるんですが、これに上乗せしたわけです。

ですから、先ほど来、無償化の問題も含めて基本財政もいろいろ懐ぐあいを気にしなければいけないという事情はよく承知するわけですが、県に対して、子供の医療費もそうなんですけれども、やはり秋田県と同じような制度を求める、そういった事業をつくってもらおうという点で、ぜひ町長にも積極的に県に働きかけるべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

先ほど課長の答弁にもあったように、まず、状況をきちんと見きわめながら、従来当町で取り組んできた部分もありますので、そういったものの整合性も含めながら、今後検討をさらに深めていきたいというふうに思っております。

また、全県においては、全県との町村会でもいろいろ議論されている部分もありますし、既にその部分もゼロでやっている町村もありますので、そういったことの経過も踏まえながら対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

議会の白板を見ましたら、12日かに知事との懇談というのがありまして、それは議長が行くのか、もしかしたら町長が行くのか、それはわかりませんが、いずれにせよ、直近のそういった機会があれば、積極的にといたしますか、県にも働きかけていただきたいというふうに思いますし、その上で、町でもそういった横手市や、あるいは宮古は独自なんですけれども、対応をしていくということで、ぜひとも頑張ってくださいと。一言いかがでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

横手市とか、あとは県内市町村の無償化だったところがありますので、それらの動向を、あとそれ以外の県外の市町村の動向を見ながら、引き続き検討していきたいと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

それでは、公民館の問題に、新社会教育施設について移りますけれども、そもそも要求水準書ですか、案の段階では3月ですよね、職員の配置についてたしかあったというふうに思うんですけれども、これどういった、3月の案の段階では社会教育施設については、主に現代的・社会的課題に公共的な立場から対応することを目的として、町の職員である社会教育主事1名を配置するとなっていました。そして、案がとれたところでは、その1名を配置する、社会教育主事は本施設には常駐しないものとするということが加わったわけです。どんな議論でこういうふうになったのか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

社会教育主事を新しい施設に配置するかどうかというふうなことについて議論があったわけがありますけれども、最終的にといたしますか、社会教育主事の役割というのは、町が行政として考える社会教育行政全般にわたっての役割を果たすというふうなことが大変大事ではないかと、

そんなふうに思います。

新しい施設で運営する会社といいますか、そういったところが担う役割というのは、社会教育行政の中のほんの一部の部分、例えば今、公民館で行っている中での町民講座でありますとか、教養講座でありますとか、そうしたものをどのように開設するかというふうなことで運営に当たっていただくというふうな役割があると思いますし、社会教育主事は、町が考える社会教育行政全般にわたって、例えば行政の体系図があるわけでありましてけれども、青少年教育から女性、青年、一般成人教育、それから社会教育推進体制の整備・充実、さまざまな部分にわたってその役割を担うということであるならば、新しい施設の中で担う役割というよりは、教育委員会の中の社会教育分野のところに位置して、全て包括的にといいますか、大きな目で見ているような運営をする、企画をする、指導に当たるというふうな役割が大切になるのではないかなと、そのような意味合いで、公民館、新しい施設にいて、講座どうのこうのというふうなことよりは、もう一つ上の段階で役割を担っていただくという、そういうふうな使命があるのではないかなと、そういうふうな捉えているところでもあります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

別に社会教育主事だけの問題ではなくて、もちろん今であれば公民館長ともう1人と、非常勤になっているんですか、社会教育主事は。そういうふうな体制になっている。ところが、新しい施設は総括責任者ですね、というような方がいて、なんですよね。もちろんこの方は民間の方というふうになるわけで

例えば、お隣一関は、指定管理が進んでいまして、ただ、地域の方々が運営すると、一定のお金が、ということになると、地域もよく知っていて、もちろん主体である地域の住民の方々といろんなことをするというふうになるわけです。ちょっと様式が違うと。ところが、平泉の場合はそうとは限らない。確かに主事だけでなく、そもそもそういった地域を知っている方がいないという可能性もあるわけです。その辺でも、先ほどの答弁では変わらないよとか、対応することがないよというような趣旨の答弁であったのですが、その辺はちょっと明らかに早く指定管理になった一関と比べても、どうも不安といいますか、本当に大丈夫なのかと思うわけですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

一関の状況というのは、自分が一関にいながらよく把握していない部分がありますけれども、平泉の場合には、今、例えば、公民館に館長、それから主事、そして臨時の社会教育指導員がいらっしゃるといふような形で行っていただいているわけでありましてけれども、新たな体制の中で、そうした新しい施設が取り組む、運営する、企画する、そういう活動に全くタッチしないというふうなことではなくて、前にもお話をのっていると思いますけれども、四半期に1回の運営協議

会を開くとか、そういったところにも当然、社会教育主事はかかわっていくというふうなことになるわけでありますので、決して全て丸投げといえますか、お任せというふうな形ではないだろうというふうに思いますし、それから当然のことながら、新しく運営される方々については、これまでの平泉の社会教育どのように行っていたか、どういう講座が開設されていたかということもリサーチしながら、平泉にとってふさわしい学習の場というふうなことはどうあればいいかということも当然考えていただくわけで、そういったことについても、教育委員会としてはその部分についてはしっかり見守りながらといいますか、そういったことで進めていくということは当然のことでありますので、そのような考え方でいるということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

公民館に常駐するという事というのは、例えばいろんな団体があって何かの行事を行うと。そうすると館長がいて、あるいは職員の方がいて、ここはこうじゃないとか、ここで困っているんだけどもと言えは職員、館長はじめ、そういったところに丁寧に答えてくれる、支えてくれるという点で本当に頼もしい存在だったはずだと思うんです。やっぱりそれがいなくなるという点では非常に不安が残るということで、引き続きこの問題も取り上げていくということを申し上げて私の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、升沢博子議員、登壇質問願います。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

7番、升沢博子です。

通告6番、升沢博子でございます。

さきに通告しておりました2点について質問いたします。

明快な答弁をよろしくお願いいたします。

1点目は、保健事業についてでございます。

近年、豊かな食生活と医療の発達により、多くの病気を克服でき、健康長寿の社会を獲得したかに見えますが、反面、主な疾患であった感染症から生活習慣病が原因と思われる糖尿病、がん、認知症が国民の三大疾患と言われて問題になっています。誰でもが病気になった場合には、安価な医療費で治療が受けられるように、国民皆保険というものがあります。

しかし、高齢化と高額な治療費を要する病気が増え、保険制度自体が危機に瀕していると聞きます。そこで、国は生活習慣病によって病気にかかる人を減らし、医療費を減らす方法・制度にかじを切りました。当町においても、三大疾患であるがんや生活習慣病予防に特に力を入れています。

そこで、成人保健事業の健康診査・検診についてお伺いします。

1 点目です。成人保健事業の健康診査・検診について。

①検診受診率と精密検査受診率の状況を伺います。

2、未受診者の掘り起こしの対策を伺います。

3、検診の勧奨、再勧奨をどのように図っているか伺います。

4、若年世代と40代、50代の受診率が低いと思われるが、その対策を伺います。

5番、がん検診事業評価のチェックリストへの取り組みについて伺います。

(2) 特定健康診査事業及び国保保健指導事業について伺います。

1、平成30年から35年までの保健事業実施計画（データヘルス計画）の進捗状況を伺います。

2、特定健診・特定保健事業の受診状況をお伺いします。

3、国の努力支援制度の一環として取り組んでいる国保保健指導事業の内容についてお伺いします。

大きな2番目でございます。

協働のまちづくりについて。

1、協働のまちづくり推進事業について、政策評価では「おおむね順調」となっています。そこで、①平成30年度事業の若者会議では、施策に対してどのような意見が出されたのかお伺いします。

②その意見がどのように施策に反映されたのでしょうか、お伺いします。

(2) 新たに今年度「まちづくりサポーター」を募集しています。そこで、①まちづくりサポーターに求める具体的な役割について伺います。

②令和3年度の新たな総合計画策定のための町民の意見の聴取の方法と、今後のスケジュールについてお伺いします。

明快なご答弁をよろしく願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、保健事業についてのご質問の成人保健事業の健康診査・検診について、検診受診率と精密検査受診率の状況を伺うのご質問にお答えをいたします。

昨年度行いました各種がん検診の受診率につきましては、胃がん検診が22.6%、肺がん検診が23.8%、大腸がん検診が36.3%、子宮頸がん検診37.8%、乳がん検診40.5%となりました。検診受診率は、前年度より全体的に向上しております。

精密検査受診率につきましては、胃がん検診が85.7%、肺がん検診が100%、大腸がん検診が65.1%、子宮頸がん検診75.0%、乳がん検診100%となっており、未受診者につきましては、全員確認を行っております。

次に、未受診者の掘り起こしの対策を伺うのご質問にお答えをいたします。

がん検診につきましては、昨年度は胃がん検診、大腸がん検診において過去5年間未受診の方を把握し、個別に通知をするなど受けていない方の受診を促しております。今年度は、各種検診受診率の向上に重点を置き、自覚症状のない若い世代から生活を見直していただくよう、新たに20歳から60歳になる5歳刻みの節目に当たる方の検診受診料を無料にいたしました。取り組みのきっかけや目標づくりとして、検診や講演会に参加してポイントをため、景品などと交換できる健康ポイント事業の取り組みを行うなど、未受診者の掘り起こしに努めております。

次に、検診の勧奨、再勧奨はどのように行っているか伺うのご質問にお答えをいたします。

例年4月に、検診受診の意向確認書にて町民の方に検診受診の意向を確認いたしております。検診申し込みがあった方には、検診時期に合わせて保健推進委員を通じて受診票の配布を依頼し、受診の勧奨をしております。検診実施後にも申し込み者のうち未受診の方を把握し、追加検診への受診について文書で個別に受診勧奨を実施しております。

次に、若年世代と40代、50代の受診率が低いと思われるが対策を伺うのご質問にお答えをいたします。

がん検診については、厚生労働省が定めるがん検診のための指針に対象年齢が決められております。胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診は40歳以上、乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上で、検診間隔も2年に1回となっております。当町では、若い世代から病気の早期発見や検診受診行動を促すため、胃がん検診は35歳以上からと年齢を引き下げて実施しております。また、乳がんの早期発見のために、30から39歳の女性には乳房超音波検診を実施しているところです。がんの発生については、生活習慣が関係しているところもあることから、よりよい生活習慣の確立とがんに関する知識の普及、啓発を図ることが重要だと考えております。また、20歳から60歳までの5歳刻みの節目検診無料なども対策の一つと考えております。

次に、がん検診事業評価のチェックリストへの取り組みを伺うのご質問にお答えをいたします。

がん対策基本法第14条では、国及び地方公共団体はがん検診の事後評価の実施など、がん検診の質の向上等を図るために、チェックに基づき必要な施策を講ずるものとされており、町でも県の指導のもと実施しております。

次に、特定健康診査事業及び国保保健指導事業についての、平成30年から35年までの保健事業実施計画の進捗状況を伺うのご質問にお答えをいたします。

昨年策定された第2期データヘルス計画は、平成30年の初年度を終え、現在2年目を迎えております。計画では、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少や、特定健康診査の受診率及び特定保健指導実施率の増加、各種団体と連携した受診勧奨、被保険者一人当たりの療養給付費の伸びの抑制等、9つの重点項目を掲げ、目標達成に向け事業を展開しております。

初年度のデータヘルス計画全体についての最終的な評価は、事業実施量、成果数値が確定していない項目があるため、まだできておりませんが、概算数値からPDCAサイクルによりそれぞれの事業評価を実施し、次年度への見直しをかけ、今年度の保健事業実施へつなげているところであります。

次に、特定健診・特定保健指導の受診状況を伺うのご質問にお答えをします。

特定健康診査の受診状況につきましては、平成28年度は受診率41.7%、29年度は43.8%、平成30年度は44.1%と若干ではありますが受診率が向上しております。

しかしながら、高血圧や糖尿病等、既に医療機関での治療中の方や、仕事でなかなか健診時期に休みが合わない方は、特定健診を受診しない傾向が見受けられます。そこで、今年度は特定健診を受診しやすくするため、昨年まで1,500円だった自己負担額をワンコインの500円に減額、また健診受付システムを導入し、受付時間の短縮及び受診した健診を一括管理にできるよう整備しました。

また、一関市医師会のご協力のもと、集団健診に加え、医療機関でも特定健診を受診できるよう、新たに個別健診も実施しております。各医療機関によって期間の設定は異なりますが、おおむね8月から来年の2月までの長期間にわたって受診できますので、未受診者に対し個別通知など受診勧奨を行い、個別健診の利用を促していきます。

特定保健指導実施状況につきましても、平成28年度は実施率21%、29年度は26%、平成30年度は27%と若干ではありますが実施率が向上しております。

本年度も特定健診受診結果をもとに、特定保健指導対象者を抽出し、生活習慣調査に基づく要指導者に対する栄養や運動指導、個別相談などを通して重症化予防及び健康保持に努めていきます。

次に、国の努力支援制度の一環として取り組んでいる国保保健指導事業内容について伺うのご質問にお答えをいたします。

保険者努力支援制度とは、市町村の医療費適正化、予防、健康づくり等の取り組み状況に応じて交付金が交付される制度であります。助成限度額は、被保険者数1万人未満の平泉町の場合400万円交付されます。今年度は、この助成金を活用し、新たな事業としてレセプトデータと健診データを結びつけ医療分析を行い、その分析をもとに糖尿病性腎症重症化予防指導事業や、多受診指導、特定健診関連勧奨事業などを展開します。

主な新規事業内容をご説明いたします。糖尿病性腎症は重症化すると透析治療が必要となります。透析治療は、それまでの10倍程度の医療費がかかるため、早期に医療機関を受診し生活習慣の改善を図ることが重要となります。糖尿病性腎症重症化予防指導事業では、医療機関との受診とは別に保健師等の専門員による服薬・生活習慣の指導を行い、透析治療に至らないよう症状の悪化を防ぎます。多受診指導事業は、一つの疾病でいくつもの医療機関を受診する重複受診の方や、月に同じ医療機関を必要以上に受診する頻回受診の方、同じ種類あるいは全く同じ薬を複数の医療機関から処方されている重複服薬の方に対して指導を行い、医療費の削減を図ります。

生活習慣病治療中断者受診勧奨事業については、糖尿病、高血圧、脂質異常の方で医療機関を受診するのを中断してしまった方に対して受診再開を促します。症状が悪化してから受診を再開しては医療費が高騰してしまいますので、早目に受診再開をするよう通知します。特定健診異常値放置者受診勧奨事業は、特定健診結果から医療機関受診判定値を超えた方で、医療機関を受診していない方へ受診を促します。自覚症状が出るほどに悪化してからの受診では治らない上に、医療費の高騰につながりますので、早期受診をするよう通知いたします。

以上のような事業を実施し、病気の重症化を予防し被保険者1人当たりの医療費の抑制を図っていきます。

次に、協働のまちづくりについてのご質問の協働のまちづくり推進事業について、政策評価ではおおむね順調となっている、そこで平成30年度事業の若者会議では、施策に対してどのような意見が出されたのか伺うと、その意見がどのように施策に反映されたのか伺うのご質問にあわせてお答えをいたします。

現在、若者会議委員は11人を委嘱し、昨年度は3回の会議を開催いたしました。第1回は自己紹介と若者会議の進め方について、第2回は町で実施する大型事業について、第3回は若い世代が住みたい町について意見交換を行ったところであります。

委員からは、平泉スマートインターチェンジ周辺の開発に関して、公園や室内型の健康増進施設の必要性や、体験型商業施設の誘致希望など、多彩なご意見をいただきました。社会教育施設に関しては、駐車場の一部を朝市やイベントに活用すること、キッズスペースと保護者の情報交換を行う交流室を隣接させることというご意見などをいただいたところであります。これらを社会教育施設整備事業の要求水準書に反映させております。若い世代の住みたい町に関しては、町民が気軽に利用できる施設の設置や就労の場の確保など、生活面に関するご意見がございました。今後につきましても、若い方々の感性を生かし、興味や関心を捉え、可能なものから各事業の計画に盛り込むなど施策への反映を図ってまいります。

次に、新たに今年度まちづくりサポーターを募集している、そこでまちづくりサポーターに求める具体的な役割について何うのご質問にお答えをいたします。

まちづくりサポーターについては、住民自らが地域のことを考え、主体的に行動し、住民と行政がともにつくる協働のまちづくりを推進するため、令和元年6月に設置要綱を定めたところでございます。役割としては、次に掲げる事業を所掌するというもので、1つ、主体的にまちづくりに関する活動に参画すること。2、町が主催する協働のまちづくりに関する会議等で意見及び要望を述べること。3、その他必要な事項としております。本年度におきましては、まちづくりサポーター設置初年度ということで、数名程度のまちづくりサポーターを募集しておりますが、応募いただいた方々には最初に意見集約の仕方や会議の進め方などについての研修を受けていただきます。

次に、まちづくりサポーターは高校生グループと協働して高校生が抱く夢の実現に向けて進んでいくということを計画しております。この協働によって、世代間交流はもちろんのこと、高校生は当町をより深く知ることになりますし、また、まちづくりサポーターは高校生の夢を実現させるため、まちづくりに関してより深く考えるようになることを期待しております。この高校生グループとは、今後町内在住の高校生を集め、高校生会議を設置する予定であります。その会議において高校生が考えている夢のようなものを注視した上で、それらを実現するためにグループ化された高校生のことを指します。このようなまちづくりサポーターは、今後の当町の協働のまちづくりにおいて非常に重要なウエイトを占める方々になります。彼らがレベルアップすることは行政がレベルアップすることにもつながり、協働のまちづくりが大きく推進することになります。

ますので、その後につきましても、まちづくりサポーターと協議等を重ねながら進めてまいります。

次に、令和3年度の新たな総合計画策定のための町民意見聴取の方法と今後のスケジュールについて伺うのご質問にお答えをいたします。

町民からの意見聴取の方法としては、地域懇談会が最初となります。次には、1,900人ほどを対象とした町民アンケートを今月中に行います。このアンケートは、地域懇談会参加者が高齢の方が多かったため、高校生は全員、さらには生産年齢の方々を中心として行ってまいります。また、ほかにも機会を捉えてさまざまな会議においてもご意見を頂戴できればと考えておりました。さらに、計画づくりの経過を町のホームページや広報に適宜公表することで、さらに意見聴取をまいります。スケジュール的には、今年度いただきました住民の意見を反映させ、担当課ヒアリング、庁舎内会議、平泉町総合発展計画審議会を経て、基本構想骨子案の作成までを今年度の事業としております。来年度につきましては、これらを受けて詳細を詰めながら計画策定を行ってまいります。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まずはじめに、この受診率、各種がん検診の受診率につきまして、目標値、国がその受診率の目標値を何%と目標値としているのかについて伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

国も県も、50%ということでがん検診の受診率を定めております。

議 長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

今、答弁の中にもありましたところですが、平泉町においては確かに向上しているという、受診率もかなり上がってきてはいると思いますが、現在のこの受診率をどういうふうに捉えているか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

実数だけを見ると、確かに低い状況にはあるんですけれども、県とか出し方が若干違うといういきさつもありまして、当然、事業者については事業主が検診を受けさせるということで、それについては町の検診の受診率から除かれますし、それから病院等で受けている方も除かれます。

そう考えると、県の把握の仕方が、県とちょっとすり合わせをしていないんですけれども、若干違うということもあるので、今後県との数字のすり合わせ、本当に50で可能なのか、どこら辺が違うのかということも把握しながら対応しないと、いつまでたってもこのギャップは埋まらないと感じております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

また受診率についてで、答弁の中で精密検査の受診率で大腸がんが低いという傾向があるようですが、それを確認を行っておりますということで、それが受診につながっているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

精密検査等になった対象の方につきましては、たまたまこの数字は3月末の押さえた数字なんですけれども、それ以降も引き続き勧奨確認を行っておりますし、全員に再々度電話なりでも連絡するようにしまして、受診するように確認しておりますし、ほとんどが100に、最終的には年度を越しても勧奨しますので、なるんですが、若干中にはやはり1人2人なかなか難しい方もいるということで、100にならない数字もありますけれども、いずれ六十何%よりは確実に最終的には上がっているという状況があります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

この受診状況に関しましては、保健センター所長にも伺いましたし、保健師さんのほうにも伺って本当に当町としては節目検診を新たに設けたり、無料クーポンを発行したり、いろいろ工夫を重ねているというふうに認識しております。

国のほうでも国民生活基礎調査を行った中で、受診をしない理由ということを調査しているようなんですが、このことについてどういった理由でか、もちろんご存じかと思うんですが、ご存じでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ちょっと明確にその調査を確認しておりませんが、いずれ若い世代の方がやはり自分が疾病にならないとなかなかその意識を持つというのが難しいという状況があるようで、特にその方については、ことし、先ほど申し上げたとおりの若い世代からの節目検診とかというような形での対応で、受けていただく機会をできるだけ増やそうということで対応をした経過があります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

多い理由ということで、3項目出ているようです。今、所長がおっしゃったように、受診する時間がとれないという、現役世代の若い人たちはそういう理由が多いんだろうなと思いますし、あとは意外と自分の健康に自信があり受診の必要性を感じない、それから必要なときに医療機関を受診するからそういう検診は受けなくてもいいという、こういう3つが挙げられたようです。当町でも、今申し上げましたようにさまざまな工夫をしているようなんですけれども、できないとかそういう理由を調査するというのも必要ではないのかなと思うんですが、過去にアンケートはとったことはありますでしょうか、その受診できない、なかなか難しいとかというアンケートをとられたことがあるかどうかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

直接、受診しない理由ということでのデータが手元にありませんが、昨年度、「健康ひらいずみ21」の中間評価を行っております。その中でもやはり例えば、「自分は健康であると思う方」とか「健康に関心がある方」とかのアンケートをとりますと、「健康である」と思っている方はやはり、健康に関心がある方とかは増えていますし、それから、「健康である」と思っている方は若干減っているんですけれども、減っている状況はあります。それから、いろいろな生活習慣の改善とか、そういうものに目を通しましても、なかなか運動しているとか、体を動かしている状況とかを見ても、目標としていた数字には至っていないということで、なかなか改善できていないというのが中間評価では見てとれております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

現在、その三大疾患の一つとなっているがんというものが、一生の中で2人に1人ががん患者となるという、そういう時代になっています。がん対策推進基本計画というもので、30年度にまた改定されたようですけれども、その中で、がんになっても自分らしく生きることのできる地域社会を実現するということがうたわれています。これは、受診を促すとともに、がん患者のQOL、生活の質のことなんですけど、向上を目指し、がん患者に対する偏見をなくすための教育や、がんに対しての正しい知識を得る機会を設ける必要があるというふうに言われているところなんですけれども、そこについての平泉の取り組みは、どういう取り組みを行っているかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

国につきましてもがん対策基本計画、そして県につきましても、第3次のがん対策基本計画を立てていまして、町でもやはりこれに基づきまして、がんへの対応をしているという状況にあり

ます。

検診の受診率につきましては先ほど申し上げたとおりなんですけれども、そのほかにも、やはり特に事業主につきましては、町の検診の対象から外れておりますので、ただ具体的にがんについて事業主との連携はやっていませんけれども、昨年度は、町内の事業者の方と連携して減塩の取り組みをやっております。

今後は、やはり町の検診だけではなく、事業者の方と連携しながらがん対策についても、例えば講演会をやったりして事業主の方が働いている方へどのような対応をしたらいいとか、健康教育をこうすべきだとか、そういうものも啓蒙していく必要があるかと考えていますし、さらに議員がおっしゃったとおり、2人に1人ががんになるという状況がありますので、働きながらがんを治療して生活を維持していくということもやはり重要なことでありますので、事業主の方へそのようなことも啓蒙しながら、要請しながら働きやすい町の事業所になっていけばというような取り組みを今後やりたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

そういう取り組みを町としてぜひというふうに思っているところで、先日開催された「リレー・フォー・ライフ一関2019」という催しが先週日曜日にあったわけなんですけれども、これはがん患者とその家族を支援するための取り組みということで、アメリカから発祥したもののようですけれども、がんは24時間眠らないということで、そのがんに打ちかつために24時間歩き続けるという、そういう催しでありまして、私も毎年参加しているわけなんですけれども、がんへの理解と、病気になってもその人らしく生きることへの支援ということで、とても心強く感じているところでございます。

そして、あとこれは県のがん検診の市町村への指導事項ということで、岩手県のがん対策推進計画の中でがん検診受診率の向上のために、がん予防に関する公開講座やセミナーの開催をぜひとも持つようにと、そして、公開講座やセミナーの開催に当たっては、講師のあっせんを希望する場合は、各がん部会委員の紹介などにも協力をすると、そういった通知も出ているようですので、ぜひやっぱりそういう町民自体にそういう理解をいただくという、ぜひこういうことも利用されたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

そして、先ほど若い世代がなかなか受診をしないということなんですけれども、健康は失ってみてはじめて気づくということで、今の若い世代にとって健康ということは、なかなか自分の大事などころの優先順位は関心度というか、優先順位は低いと思われるんですけれども、その健康情報の発信にメディアというか、SNSとか、そういうものを使うような方法は考えたことはございませんでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

現在、携帯電話、スマホを持っている方がほとんどですけれども、若いお母さん方とか中心に、予防接種の防犯用システムでの情報発信を行っています。これは、日にちとか紙ベースで通知して、従来していましたが、なかなか届かなかったりして事故が起きたりするという状況がありましたので、日常的に持っているモバイルに直接通知することで、その事故をなくすということで、一昨年から取り組んでいます。

今後、やはり検診につきましても、そういうものを活用して、若い人たちへできるだけ受診を勧奨できるような対応をしながら、若い人たちの検診への参加を呼びかけていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

次に、特定健診診査事業、それから国保保健指導事業について再質問いたしますけれども、特定健診が平泉町の保健事業実施計画と特定健康診査実施計画によって今、第二期と第三期ということで進められていますが、この特定健診の対象者はこういった対象者になっているか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

特定健診の対象者につきましては、国民健康保険に加入されている方で、40歳から74歳までの方となっております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

そもそも、このデータヘルス計画の目的、答弁の中にもありましたけれども、9つの重点目標を立ててということで行っているようですけれども、目的は何だというふうに捉えておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

最終的な目標は、こういった検診とか及び保健指導を受けていただいたことによりまして、医療費の抑制につながるということが一番の目的と考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

それで現在、医療費の抑制ということで、こういった効果を得られているかについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

医療費につきまして、推移につきましては、1人当たりでございますが、医療費が平成28年度が32万363円、平成29年度が若干上がりましたが33万7,129円、平成30年度におきましては31万8,565円と、平成28年と比べましても幾らか減少しているという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

これは国保事業でございますので、保険の中で財政的に厳しい状況になっているということで、その医療費の削減というのが大きな目標になっているわけで、ちょっと3つ、1つ目はメタボリックシンドロームの該当者、予備軍の割合を減少させる、それから特定健康診査受診率、それから特定保健指導の実施率を増加させる、それから被保険者1人当たりの療養の給付費の伸びを抑えるという、この大きな3つ、答弁の中に9つとありましたけれども、多分この3つが大きな目的だと思います。その意味でいえば、財政を破綻させないため、それから、でも究極の目的は今の効率重視の社会にあって、やっぱり健康という、それが自分たちの幸福、やっぱりがんとか、そういった糖尿病とか、そういった疾患にかかるとやっぱり一番大変だということ、そのことが、克服するということが究極の目的となっているんですけれども、やっぱりそこを平泉町としては、もちろん医療費の抑制ということが掲げられるんですけれども、この事業の大きな目標としてやはり健康を獲得すると、そういったところをやっぱりきちんと打ち出していきたいと思うんですけれども、そのことについては課長の……町長お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、議員がおっしゃるとおりであります。

最大の目的は、医療費を削減することではありません。ここをはっきり言っておきます。これは町民の健康を守る、健康な町をつくるという、健康増進のためであります。そういった中で、昨日の一般質問の中にもありましたけれども、食事の面からとか、いろんな角度から健康を増進するための施策を今打ち出しながら、そして皆さんのご協力をいただきながらやっているのがあります。そういった中で、増進するためにいろんな施策を打ちながら、なおかつ当然皆さんから健康保険の、大事な皆さんからお金を集めてそして運営しているわけですから、この議会でももっと保険料を下げただけいけないかと、いろいろな議論もあります。

ただ、今、県と連携を図りながら今事業を進めている中で、まだ方向性がきちんと定まっていない段階でありますので、まだそこまで至っておりませんが、今、議員が質問されていることはそのとおりであります。それをさらに、ただ視点は町民の健康を守るということの中での今後のこの特定健診も含めながら、さらに受診率を高め、そして若い世代にもさらに理解をいただきながら、そしてこの事業を進めていくという、そういう内容だということをご理解願いたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今、町長が言ったことに尽きると思いますが、先ほど医療費が一番とは、重大だと言いましたけれども、そのほかに医療費の抑制につながることはなるとはありますが、ただやっぱり被保険者の方々が自身の体を自身で管理することで、なお一層の健康維持が図れますので、体の自己管理の徹底をあわせた事業の推進に当たっていければということと考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

力強い平泉の、当町としての考えをお聞きしたところでありがとうございました。

やっぱり、幸福ということが健康と、それをやっぱり一番大事なところであると。そして昔のように、貧しい時代の感染症とかそういうところでの医療と違って、今はやはり町民、国民自分の力でそれを克服できるという、そういった予防というところに国がシフトさせてきたということは正しいことだと思いますので、それがひいては医療費抑制につながるということで、私はこれは大事なことだと思っております。

そしてこの質問の最後になるんですけども、実は国保事業でございますので、特定健診の対象者は国保の被保険者でございますよね。そして今後いろんな事業を、データを出してレセプトからその人の健康管理のためのいろんなことをやっていくわけなんですけど、その国保以外の方たち、そういったところの把握については、どういうふうになっているかをお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

現在のところ、医療機関同士のネットワークといいますか、というのはまだ進んでいない状況にありまして、町として把握できるのはやはり国保の方のデータとかしかないので現状になっております。ただ、国として、県としても、ネットワークをつないでいろんな情報を共有しながら、介護予防とか緊急時の救急医療に対応しようということで動きは出ていますので、一関医師会のほうでも少しずつそういう動きが出ていますので、ICTといいますか、ビッグデータを共有していくということになるんですけども、その動きがこれから本格的に進行して行って、いろんな医療機関のデータがそれぞれのところで共有できるという形が、あと時間はかかると思いますが、そういう方向で動き出しているという状況がありますので、議員おっしゃったことはそういうものにつながるのだと今後信じて対応していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

ありがとうございます。

やはりそのところ、職場のそういった働き方改革もございますので、健康で仕事ができるということが生産にもメリットがありますので、やっぱり職場のそういったところも、健康管理もやはり町として把握できるような、そういった連携もぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目の協働のまちづくりについてですが、若者会議、この11名の委員の任期は何年になっておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

委員の皆様は、昨年から委嘱していましたが、基本的に2年ということをお願いをしておるところでございました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7番（升沢博子君）

昨年度30年度、3回の会議を持ったというお話を伺いまして、こちら当局としてこの施策に関して意見をいただいたという答弁をいただきました。そして、最終的には3回目のところでは町長との懇談も行ったということなんですけれども、その彼らの、自分たちが出した意見が、答弁の中にも入ってございますけれども、どういう形で生かされて、フィードバックといいますか、それが彼らに伝わったのかどうか、そして2年目に今現在入っていますけれども、そこを今後残された1年といいますか、もう半ばになっておりますけれども、どういう形に持っていくのかについて伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今年度、まだ1度目の会議ちょっと開けていませんでしたが、今現在考えておるところでは、その施策への反映ということですね、これ議会だよりも記載されてありましたけれども、そのフィードバックの状況をご説明いたしたいと思っております。

その中で、その後ですけれども、今年度の大きな彼らの事業としましては、その議会だよりも書かれていたように、彼らに事業を持たせたいというふうに考えております。まちづくりにおいて、彼らがどういうことをできるかということのみずから考えていただいて、そこに予算を配分して、彼らにやれることをやっていただきたいなというふうに思っています。

委員のメンバーは11名ですが、20代の前半から40代の前半までの方々ですので、今後もまたご本人たちのご了解を得られれば再任をしていきたいとも思っておりますし、活動の内容によって、また別の方が入りたいという方がいらっしゃれば、また募集もしていきたいというふうに思っています。

いずれ、この若い方々と当町の中の高年齢の方々との間での交流に乖離があるというのは、もう皆さんご承知のことかと思しますので、そういう部分を埋められる存在として、彼らに活躍していただければなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、ちょっとここで視点を変えまして、協働の定義についてお伺いしたいと思います。協働とはどういうものなのかというふうに、そのお考えを伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

協働の定義というものは、非常に曖昧な部分はどうしてもあろうかというふうに思っております。ただ、これはさまざまな本等にも書いておりますけれども、やっぱり地域住民と行政、それ以外にも一般の方々も含めてですけれども、みんなで作って上げていくような形のものができるばいだろうというふうに思っています。ただ、今現在、価値観が非常に多様化している現在の中においては、当然のことながら簡単ではないために実現できていないということは言えるかと思っております。

ですので、やはりそのやっていく中には、さまざまなルールとかそういうものをお互いに学んでいかないと、残念ながら話し合えずらうまくいかなかったりしているというのが現状なんだろうというふうに思っています。やはり、常に相手を尊重するところから始めていかないと、今現在のこの協働というものは成り立っていかないかなと思っておりますので、そういうところからみんなで考えていくことができると、行政も含めてですけれども、そういう社会ができてくるのかなというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

わかりました。

それで、2番目の中に、サポーターということの答弁がございました。この中で高校生の会議をつくりたいということで、その最初募集があったときに、どういう内容なのかなというところをお聞きしたわけなんですけれども、お話によると、結局そのサポーターは逆にその会議のやり方とか、それから進め方、意見の言い方とか、そういったところをうまくリードしてくれる、サポートする、そういった人たちを養成したいのだということですが、多分そういうことなのかなというふうに思うのは、そのいわゆるワークショップ的なところで、一つのその中で出された意見をファシリテーションという形でまとめてこの会議の中で、その皆さん集まった人たちが何を目指すのかということを引きつと集約してリードしていくと、そういったサポートをするサポーターという解釈でよろしいんでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃられる部分の役割というのは、そのとおりだと思っています。

ただ、一番決定的に違うのは、その方々が意見をまとめるだけではなくて、みずからが行う、行動する役割を担ってほしいと思っています。意見をまとめるというのは、これは難しいことではありますけれども、研修の中である程度多分できてくるだろうと思いますが、それを実現すること、それがやはり最も大事だろうというふうに思っています。

ですから、その中に高校生という、間に入る彼らを介在させることで、やっぱり彼らの夢というか、そういうものをかなえる、実現するというのをやっていきたい、お互いにやっていきたいと思っています。これはまた行政もそのとおりで、それをバックアップすることをぜひやっていきたいなというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

協働は手段であって目的ではないというふうに思っています。協働によって、住民と行政とそれから企業とか、そういったところが一緒に力を出し合って目的に向かって目指していくということなんだと思うんですけども、最後の質問の中に入れました令和3年からの町の総合計画の中で、ぜひこのせっかく今こういう当町として、若い高校生もその中に入れていきたい、意見を聴取していきたいというふうに話しておりますので、ただ、やっぱり意見を聞くだけではなく、今、課長もおっしゃったように、自分たちで話し合って、この町を目指すものということをやったりその中で自分たちで考えていくというものに、私はぜひその高校生会議をしてほしいと思っています。彼らは十七、八歳ですよ。令和3年から10年間の町の計画が策定されると思うんですけども、そうすると彼らは20代後半、二十七、八歳になるわけです。その中のまだ中核には早いかもしれませんが、自分たちが目指す平泉のビジョンといいますか、そういうところを高校生、あるいはその若者会議の若い人たちがみずからつくり出すというような形を多分目指しているのではないかと思うんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今回の総合計画では、やはり若い方々の意見というものを非常に重要視したいというふうに考えています。一般の方々にはマークシートで5項目50問ですが、高校生には5項目で35問のマークシートにしております。それで高校生は全員、高校生相当の方ですね、就職なさっている方もいるので、年齢で集めて182名です。それで18から20代が387人という形で、生産年齢人口の方々のほうを非常に比率を高く、このたびはアンケートを集めたいと思っています。

それによりまして、今まで彼らからのアンケートとか意見というものはほとんど反映されてき

ませんでしたので、それらを反映した形での新たな10年間の計画にして、彼らが今後町で活躍できるような土台はつくっていききたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

やはり本当にお互い委員になった人たちだけでなく、たくさんの方がそこにかかわって、いろんな話し合いの中から自分たちがこれを描いたのだというところがあると、やはり関心を持ってもらえるという、なかなか自分の考えの優先順位に入っていないと、そういった人たちに関心を持ってもらうというのは非常に難しいところだと思います。まして、高校生というともしかして関心を持っているのが実際…。そして忙しい、一番忙しい世代であると思いますので、そこを優先順位をかなり高いところに持っていってもらうということをするには、かなりの工夫が必要ではないかなと思いますので、そこはぜひ引っ張っていただくと、そのためのサポーターをやはりきちっとしたものにしていただくという計画に沿ってやっていただければと思います。ぜひそこは期待をいたしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、2つについて質問いたしました。私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時39分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告7番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

質問は、2項目でございます。

1つは、平泉町の「屋外広告物条例」の見直しについてであります。

1949年に制定をされました屋外広告物法は、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的として、特定の場所への屋外広告物の掲出を禁じています。この法律に基づいて、全国の地方自治体で同様の目的を持った屋外広告物条例が制定されました。

本町の条例は、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の位置、規模、形態意匠について必要な事項を定めることにより用途にふさわしい景観形成の実現を図る、このことを目的に平成21年12月、条例第25号として公布され、その条例は38の条項と施行規則28条項が規定され、翌年4月1日から施行されています。

ご案内のように、屋外広告物法は、制定以来その都度改正が行われてきましたが、それらの改正に伴い、現行本町条例との整合性に疑義を持つものであります。質問は、屋外広告物法の改正に伴う本町条例の見直しについて町長に伺うものであります。

次に、教育振興についてお伺いをします。

学校内で使う児童生徒の名簿を性別で分けない男女混合名簿の導入が始まってから既に20年ほどが経過をしています。今、全県的にこの名簿の取り扱いをめぐる転換期になっております。男女混合名簿の目的は、政府が定める男女共同参画社会に向けて、性別にとらわれることなく活躍できる社会の構築などを狙いに広まったものであります。国の調査によれば、その導入には地域差と自治体による差異が大きく、特にも東北と九州地方にその差が大きいといわれております。

そこで質問は、男女混合名簿の導入には学校長を含めた教師の意識改革と保護者の理解が必要ですが、平泉町における男女混合名簿採用の現状と今後の取り組みについて教育長に伺うものであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、平泉町「屋外広告物条例」の見直しについてのご質問の、屋外広告物法の改正に伴う本町の屋外広告物条例の見直しについて伺う、のご質問にお答えをいたします。

屋外広告物規制は、各都道府県、指定都市または中核市が屋外広告物法に基づく条例及びこれに基づく規則、告示等を定め、独自に行っております。屋外広告物法の平成16年改正で、景観行政団体である指定都市及び中核市以外の市町村も屋外広告物条例を制定できることが可能になり、当町では平成21年に制定いたしました。現在、屋外広告物条例は、岩手県をはじめ盛岡市、陸前高田市で施行しております。当町の策定時には、岩手県、盛岡市が施行しておりました。地方公共団体が屋外広告物条例を制定、改正する際の一つの参考資料として位置づけられております屋外広告物条例ガイドラインを参考にしながらも、規制を受ける側の便宜のために岩手県、盛岡市と余り異なる内容にならないよう配慮しながら策定したところであり、屋外広告物条例ガイドラインと異なっております。見直しにつきましては、余り異なる内容にならないよう引き続き配慮する必要があることから、岩手県、盛岡市及び陸前高田市の動向も見ながら対応してまいります。

次の2番の教育振興についてのご質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、2番目の教育振興についての、小中学校への「男女混合名簿」採用の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

両小学校においては、男女平等、男女共同参画社会の実現、人権教育や生き方指導の一環などの考えをもとに、数年前から児童生徒指導要録、出席簿、入学生名簿、卒業生名簿など教育活動に必要な名簿を男女混合名簿に変えて使用しております。

また、中学校においては、昨年度までは男女混合名簿を使用しておりませんが、昨年度には使用に向けての検討が始まっているところであります。さらに、今年度の検討を経て、次年度からの使用が計画されると聞いているところであります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6番（高橋伸二君）

質問の趣旨よりも大変短いですね。極めて簡潔な答弁を頂戴いたしました。

そこでお伺いをするわけですが、先ほど申し上げましたように、屋外広告物法そのものは、制定からこれまで22回の法改正が行われておりますが、法の改正によって現在の本町の広告条例とそごが生じていると、ですから、見直しをすべきではないでしょうかという投げかけをしているわけですが、私は。それに対して、先ほど町長答弁は、見直しは岩手県、盛岡市、陸前高田市の動向を見ながら対応すると、このように述べました。岩手県は既に改正をしていますが、この答弁を私はどのように受けとめたらよろしいのかお聞きをします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず、当町の屋外広告物条例の制定するまでに至る経緯の概要と、あと、屋外広告物条例の見直しに対する今後のあり方についてのご答弁ということで、そういう内容でございました。

屋外広告物法の改正の主な、大きなところは、平成16年の改正で景観行政団体に制定が拡大されたということほか3項目、あとは許可区域の拡大を全国に拡大、あとは規制の実効性の確保とか、あと屋外広告業の登録制度の導入という平成16年度の大きな改正がございました。当町の制定につきましては、平成21年ですので、一応、この大きな改正を受けて、あとは他市町村の状況を見て制定したものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6番（高橋伸二君）

結局、法律と条例の条文には、規制には、規則にはそごがありますよということについての共通認識が図られていない、ですからそのような答弁につながるのだろうというふうに思います。

そもそも、平成16年の改正を受けて条例を制定したということであれば、後ほど触れますが、法29条の内容が条例に生かされていないということについての説明がつかなくなるのです。平成16年改正を受けてつくったという条例であれば、法29条の精神が入って盛り込まれていなければいけない。

そこで、ではお伺いします。改めて、本町条例というのは法の改正を踏まえた条例改正がなされてこなかったと、その上に立って、今の答弁を含めてですよ、平成16年改正を受けて作り上げたのだと言っていますから、既に改正をした岩手県は別にしても、盛岡市、陸前高田市の動向を見るまでもなく、みずから法と整合性がとれていないとすれば、主体的な立場で条例を改正すると、いわゆる法律との整合性をとるという必要性があると思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

屋外広告物法の29条、これは法律の適用上の注意ということでございまして、これは、この法律及びこの法律に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由、その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないという条項でございまして、こちらは、ほかの岩手県条例、盛岡市さんとか、ほかの、あとは高田さんですか、条項は入っておるのでございますけれども、平泉町の条例にはこれは入ってございません。これは、そもそもが町の条例の上位法であります屋外広告物法というものがありますので、それを踏まえての条例でございますので、あえてのこの条文の記載はされておらないというふうに解釈しております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

私は、非常に違和感を感じるのです、今の答弁を受けて。法律との整合性がとれていないのに、上位法で定めているからいいということで本町条例に組み入れないというのはいかなるものですか。後ほど、猿払事件という最高裁判所大法廷の判例をご紹介しますけれども。

今のような答弁は、最高裁判所の大法廷判決でもって否定をされているのですよ。このことはご承知ですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

申しわけございません、ちょっと存じ上げておりません。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6 番（高橋伸二君）

この中身は、私は余り議論する必要のないことだというふうに正直思うのですよ。結論を急ぐわけではありませんけれども、例えば、法律が改正された、29条が改正をされた昭和48年に、改

正に伴って国が改正した内容の問答集を出しているのです。これはごらんになっていると思うのですが、その問答集の中でこのように書いてあるわけですよ。「選挙運動、政治活動とも憲法が保障する権利として表現の自由の根幹を成すもので、憲法21条が保障する集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由の一つである。」と、このように述べている。ということは、憲法第21条が保障しているその内容を本町条例は否定をしているのですよ。条例に盛り込まないということは。そうではないですか。

では、なぜ岩手県は35条という新しい条項をつくったのですか。そのことについての認識はいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

県さんの事情はちょっとわかりかねるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6 番（高橋伸二君）

私は、平泉町の現行の屋外広告物条例そのものをだめだとか、いかんとかと言っているのではないのですよ。法律が改正されたのに、町の条例は法律と整合性がとれていません、だからそれを見直す必要があるのではないですかということ投げかけているわけ。では、具体的にそれはどこなのですかということで共通認識を持たなければいけないから、それは昭和48年に改正された法29条の精神、今、課長が答弁をされたことですよね。これをうちの条例の中にもきちっと入れるべきではないですかと、こういうことをまず求めていると。このことは、ぜひ、共通する認識としてお持ちいただきたい。

そこで、なぜ私、ここにこだわるかというのは、先ほど、課長が上位の法令でそれは保障されているから町の条例でつくらなくてもいいのだと、こう言った。では、お伺いしますが、この選挙運動、政治活動用の文書図画と屋外広告物条例の関係という、建設水道課ですよ、発行しているのが、出しているチラシがありますよね。これは、選挙活動と政治運動をごっちゃにしちゃっている。それをごっちゃにしたらだめよというのが昭和48年の法改正29条なのです。その改正された29条が本町の条例に持ち込まれていない、書き込まれていないから直す必要があると私は言っているのですが、ご理解いただけましたでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時01分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

すみませんでした。先ほどの屋外広告物法29条の適用上の注意ということでございますけれども、これは、やはり先ほども答弁いたしましたけれども、上位法である屋外広告物法に掲載されている、その屋外広告物法が上位法となる町の屋外広告物条例でございますので、法律でうたっておりますので、これは、あえて町で条例に盛り込む必要がなく、盛り込まなくてもこの適用上の注意、法の29条はそのまま上位法で生きているものというふうに解釈しております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6 番（高橋伸二君）

課長ね、課長、説明員だからしょうがないのかもしれないけれども、では、法律で認めているからいいのだと言いながら、なぜこういうものをつくっているのですか。なぜ、これに基づいて規制をかけているのですか、それでは。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

チラシの内容ですけれども、こちらは、町の屋外広告物条例の中で、これは、チラシの内容が選挙運動と政治活動というのは、その区分です、区分をわかりやすく、一応見やすく表示したものでございまして、それで、何が違うかといいますと、これは、条例の中で、まず、これは公職選挙法に基づく選挙運動については適用除外ということになっております。告示の日からということですが、それでございますし、なので、もうそもそも公職選挙法によるものは規制にかからない。しかし、政治活動に係る分はここで適用除外とはなっておりませんので、標準的な張り紙を例として、それを板に張りついたりビニールに張りつけたら違う表示になるということですが、こちらのほうは、政治活動用は適用除外とはなっておりませんので、基準に関して説明という形の使用としておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6 番（高橋伸二君）

まだ改正法29条の内容を、申しわけないけれども、よく理解をされていないのではないですか。なぜ政府が29条を改正して、この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由、その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならないという文言を挿入したのかということをご理解できていない。

先ほど、後で紹介いたしますと言いましたけれども、最高裁判所の猿払事件の中で、大法廷判決はこうに述べたのです。「憲法21条の保障する表現の自由は、民主主義国家の政治的な基礎を成し、政治活動の自由も国民の基本的な人権のうちでもとりわけ重要なものであり、法律によって

もみだりに制限することができないものであると、その限りにおいて、憲法21条による保障を受けるものであることも明らかである。」と。29条が改正される前は、政治活動については規制をしていたのです。29条を改正して、選挙活動と政治活動という区分けを明確にしたのです。それがこの最高裁大法廷判決なのです。

お伺いします。政治活動というのをどのように解釈をされて本町条例の適用対象とされたのですか。

議長（佐藤孝悟君）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時08分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

政治活動ですけれども、政治資金規正法の第6条第1項の届け出を行った政治団体が行う活動ということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6番（高橋伸二君）

それは、本町条例の6条で書いてあるところなのです。なおかつ、選挙活動、公職選挙法で認められた団体などが行うやつという条件がついている。それは、選挙運動イコールなのです。ところが、本町条例は政治活動も制約をしている。政治活動は、と言ったほうがいいな、制約している。

先ほど紹介した判例のほかに学説もいっぱい出ていまして、選挙運動とは、特定の選挙において特定の候補者の当選を目的として有権者に働きかける行為だと、簡単に言うところのことだと、わかりやすいです。一方、政治活動とは、選挙活動で言う特定の候補者の当選を目的とするものではなく、政策の普及、宣伝、党勢拡大、政治啓発などを行う行為だと。八重樫課長は理解をされていますから、うん、うんとうなずいていますが、そのことが改正された法29条の言うところであり、先ほど紹介した猿払事件の最高裁大法廷判決の内容なのです。だから、法律変えたのだから。これでも理解してもらえませんか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

上位法にあるものでも条例に全て掲載するという事は行っておりません、上位法でうたっ

ていれば、それに基づいた条例でございますので、上位法にうたっているものをまた繰り返すという事は行っておらない、行わずに制定しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

これはもう百日手と同じで、将棋で言うところの、いつまでたっても結論の出る話ではない。私が先ほど言った猿払事件の最高裁判決を課長、理解されていないもの。幾ら法律であってもみだりに制限することができないと、だから法29条改正されたのですよと。しかし、改正された法に定めているから、うちの条例では制限をしてもいいということにどうしてもならない。

わかりました。皆さんがそういうかたくなな姿勢であれば、別の方法を考えさせていただきます。

次に移ります。

学校における混合名簿の取り扱いについてであります。

答弁をお聞きしました。町内2つの小学校が数年前から混合名簿を導入して、男女共同参画、いわゆる男女平等の学校生活を体験して、簡単に言えば性別に関係なく誰もが自分らしく幸せに暮らせることを、まさに無意識のうちに、これが当たり前として6年間身につけて育っているわけです。ところが、中学校に入ると男女別名簿になっていると、そうすると、入学式をはじめほとんどの学校行事が、全校集会の並び方などを含めて男女別になってくると。これでは、小学校に身につけたものが中学校で不必要に男女に分けられて、異なる性的役割意識を強く3年間で植えつけられるということにつながるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

男女共同参画社会についての考え方ではありますが、今、ご指摘のとおりだと思いますけれども、男性、女性の区別をなくすと。これは、基本的に、画一的に男性と女性の違いを一切排除しようとする意味でのジェンダーフリーを目指しているものではないというふうな捉え方ができるかというふうに思います。ただ、そういった考え方をお話ししますと、いわゆる男らしさ、女らしさというふうな形でその特性の違いというふうなことがクローズアップされる中で、根っこにある人権教育というふうな意味合いでは大変問題が出てくることもあろうかと思えます。幼少期から、命の尊さとか人として守らなければならないルール、そういったことを気づかせながら豊かな情操を育むと、そして、互いに相手を大切にする態度と人格の育成を目指すという人権教育の基本的な部分については押さえておかなければならないと、そんなふうに思います。

本町では、共同参画プランというものが出されてありまして、その中には、学校教育として必要な取り組みとして、児童生徒を対象とした男女平等に関する意識調査を実施するという事になっておりまして、平成25年からこの男女共同参画についての児童生徒の意識調査をしているところであります。これは、平成25年と平成29年と続けてまいりました。なぜ4年に1回にしてい

るかということですが、対象が小学校4年生と中学校2年生で行っています。4年前に小学校4年生だった子が4年後に中学校2年生になってどのように意識が変わるかというふうな追跡調査の部分を持っておりまして、今回は令和3年に行う予定であります。そのことによって、平泉の子供たちの共同参画についての考え方、どう変わっていくかということをつまみとじているものであります。

ちょっと古いですが、平成29年に行った男女共同参画のアンケート、平成25年度とどう変わっているかというふうなことを、これは、前にお話ししたこともあるかと思いますが、そういったのが出ておりますので、ちょっとご紹介いたします。先ほど、議員から、教師の意識改革と保護者の理解というふうなところでお話ありましたので、若干それにかかわる部分の項目だけお話をさせていただきます。

まず、「学校生活の中で男女が平等になっていると思いますか」という問いかけをしています。平成25年の4年生と同じ子供が中2になったときを比較すると、項目は、「男子が大切にされている」「どちらかといえば男子」「平等である」「どちらかといえば女子」「女子が大切にされている」「わからない」という6択であります。それで、平成25年に小4だった子が平成29年、中2になったときに、「男子が大切にされている」ゼロ、「どちらかといえば女子」と回答した男子が増えているという。これが、教師の意識改革と完全につながるものであるかどうかということにはわかりません。ですが、学校生活の中でというふうな形でありますので、平泉は、まさにいわゆる男子が上で女子が下だみたいなそんなような感覚というのはなくなっているのかなと、そんなふうに思うところであります。

もう一つであります、「男だから何々しなさい、女だから何々しなさいと言われたことがありますか」という、これは、どちらかという和家庭でというふうな部分だかと思いますが、4択です。「よく言われる」「時々言われる」「余り言われぬ」「全然言われぬ」。これで見ますと、「よく言われる」の割合は、小学校及び中学校が減少傾向にある。一方で、「時々言われる」という割合はやや大きくなっていると。相反するような感じがいたしますが、家庭の中ではそういう状況が現実かなというふうなことであります。

まだまだ項目はあるわけでありましてけれども、これは、たしかどなたか議員さんから欲しいと言われて提出したこともあるというふうに記憶しておりますが、このアンケートの結果については、学校には分析を含めて流しております。先生方はもちろんのこと、例えば学年PTAとかそういった親たちが集まる場でぜひこれを紹介してくださいということで、親の意識改革も図っていただけるようにというふうなことでお話をしているところであります。平成29年度からまた数年たっていますので、その後の部分ということについては学校のほうから聞いてはおりませんが、今後も、今の時代は、ジェンダーの話で言うと、例えばLGBTの問題も大分クローズアップされるような時代になってまいりましたので、そうした中で共同参画というふうなことについての意識を高めるという意味では継続的に行っていくかなければならないものだというふう考えているところであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6 番（高橋伸二君）

今、紹介いただきましたアンケートですが、教育長がお話しになったような分析もできるだろうというふうに思いますし、一方では、やっぱり小学校4年生と中学校2年生という成長過程を経て、物の見方、考え方、捕らまえ方、これがやっぱり大きく進化、進化といたしますか、進んでいるというか、そういうような観点からの中学2年生としての学校生活を送る中で肌身に感じる部分として指摘できることもあろうかというふうに思うのです。

教育長が最後におっしゃった、いわゆる地域の皆さんを含めてということ、これは、結局はこういうところに通じていくと思うのです。原点はどこにあるかということ、私もそうなのですが、学校長、そして今の保護者含めて、ここにおられる方々皆さん、男女別々の名簿で育ってきたわけです。男女別の名簿でもって差別だとか、区別しているだとか、そんなことは一向に意識もしなかったし、また教えられもしなかった。そういう世代で育った我々が人の親になって、今、男女共同参画社会、男であっても、女でもであっても、あらゆる機会均等性というのがいわれるようになってきているわけですから。

しかし、そういう親たちが、差別ではない、区別ではない、これが当たり前なのだと思うことをやめなさいというのが今、20年前から政府が推し進めていること、そして、本町でも取り組まれていることなのです。やっぱり、そこにあるのは、子供の人権というものを最大限に保護をする、この精神というのがその中にはしっかりといきづいているのだろうというふうに思います。

先ほど教育長が、教育委員会として今日まで取り組んできたこと、あるいは、中学校で導入がまだ実現できていない家庭の中での課題といたしますか、そういった点のさわりをお話しいただきました。やっぱり、平泉の小学校、長島の小学校で子供たちが6年間身につけたお互いを認め合えるその生活環境、学校環境、学習環境というものを中学校でもしっかりとつくっていく必要があるだろうと、こんなふうに思います。

岩手県教委は、全ての学校で男女混合名簿の導入率を令和4年度までに100%にすると、こういう方針を打ち出しています。この目標の達成に向けて、県教委は市町村教育長との意見交換、学校長の研修講座で積極的に働きかけを行うのだと、同時に、今年度から岩手の教職員研修ガイドマップというものの中にもこのことが刷り込まれたわけです。いわゆる県教委のこの取り組みに対する構えというのをしている。その背景には、昨年4月に岩手県男女共同参画委員会から2回目の混合名簿を導入しなさいという勧告が出されていると。そして、先ほど教育長が言われた答弁を見れば、中学校で今検討し、来年度以降実施されるようだと、ここは第三者的立場で見ているようなのですが、こういう状況になっていると。中身の議論をする課題でもありませんから、今、現に中学校でそういう検討がされているとすれば、何らかの課題があるのでしょうか。

例えば、その課題の解決の一つの方策として、学校に事務用パソコンが1人1台ずつ配置をされているわけですね。そうすれば、そのパソコンを使って、男女別に分けなければならない場

面というのは必ず出てくるわけですよ。特に中学生などになっていけば。そうすると、男女別の名簿と今後の名簿というものを作成しながら、過渡的な措置としてもそういったものをしっかり使い分けていくと、こういう実施に向けた教育委員会としてのやっぱり導き方というものもあってしかるべきではないかというふうに思います。

したがって、教育長が先ほど答弁の最後で述べた「行われるようだ」ということよりも、もう来年度には教育委員会がしっかりとイニシアチブを学校長ととりながら実施をさせたいと、こういう答弁を期待したいのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

非常に歯切れの悪い最後の話し方でありました。お話のとおり、場によっては混合でない男女別の名簿というふうなものも必要な場面はあるかというふうに思いますが、2つを使い分けるというふうなことも出てくるかと思えますけれども、今、お話のとおり、ご指摘のように指導してまいりたいと、そのように思います。

いずれにしても、戦後74年たちますが、まだまだ私自身の意識の中にも共同参画の大切さというふうなことはわかっているつもりでも、日常の生活の中ではというふうに考えると、各家庭では、そうした部分では振り返ってみるとどうだったかなというふうな反省する面も多くの家庭ではあるのかもしれませんが。あるのかもと、あるだろうと、そのように思いますが、ですから、一朝一夕にあすから切りかわるというふうなことはなかなかできないことであろうというふうに思います。

人によれば、例えば名簿を変えたから本当にそれで、それだけでよしとするのかというふうな、些末な問題ではないかというふうな言い方をする人も中にはいます。でも、それが一つの切り口というか、出発点となってというふうなことで考えが変わっていくというふうなこともあり得るわけでありますので、それは大事にしたいというふうに思っているところであります。

決意表明にはならないかもしれませんが、学校と一緒に連携して進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋議員。

6 番（高橋伸二君）

ぜひ、決意の一端と受けとめましたので、そのようにご指導をいただきたいと思えます。

あとは、町行政の皆さんには、やっぱり「過ちて改むるにはばかりなことなかれ」ということわざがございます、このことをぜひ今から反すうをしていただいで対応していただくことを求めて、私の質問を終わります。

（拍手）

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。
45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時43分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告8番、阿部圭二議員、登壇質問願います。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

通告8番、阿部圭二です。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

質問は3点ありまして、1点目、学童保育について。

学童保育の財政支援を強める必要があるのではないか。

2点目、学童保育での利用の負担を減らす努力が必要ではないのか。

2点目として、中尊寺第1駐車場の拡張について。

中尊寺第1駐車場のスペースが足りないと聞くが、奥の空き地を借り利用できないか。

3点目、河川敷の立木伐採について。

太田川河川敷第6区行政区付近では、土砂の堆積によって立ち木が大きくなり、地元の人たちも困っている。伐採を県に働きかけるべきではないか。

以上の3点、よろしく願います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、学童保育についての質問の学童保育の財政支援を強める必要があるのではないか、のご質問にお答えをいたします。

学童保育の財政支援につきましては、町内2カ所の児童クラブから新年度の予算編成時に毎年度児童クラブの運営に係る費用に対し要望が提出されております。町では、この要望に対しまして意見交換をしながら、安定した児童クラブの運営が図られるように委託金額を定めているところであります。今後も、児童クラブとの連携を図りながら、財政支援の強化に努めてまいります。

次に、学童保育での利用料の負担を減らす努力が必要ではないかのご質問にお答えをいたします。

児童クラブ利用料につきましては、月5,000円を負担していただいています。ただし、多子世帯やひとり親などでは減免規定があり、半額などの措置を行っております。利用料の県内の状況

を見ると、7,000円程度が大勢となっており、それに比べればかなり安い金額になっております。町として、委託料をはじめ児童クラブの適切な運営に資するよう対応してまいりたいと考えております。

次に、中尊寺第1駐車場の拡張についての質問の、中尊寺第1駐車場のスペースが足りないと聞くが、奥の空き地を借り利用できないかのご質問にお答えをいたします。

中尊寺第1駐車場は、中尊寺に來訪される観光客の駐車を確保することを目的に整備しており、2019年4月1日現在、敷地面積が5,434平方メートル、普通乗用車151台の収容が可能な施設です。ただいま議員からご提案があったように、駐車場奥の西側の土地について、家屋が移転したことなどにより第1駐車場用地として譲りたい旨のお話も一部土地所有者の方からは伺っているところ です。

ご承知のとおり、観光客の入り込みについてはここ数年増加傾向にあり、2018年度の中尊寺第1駐車場の入り込みは延べ10万2,014台となっていることから、拡張整備の必要性については感じているところですが、一方で、駐車場用地との境界にある数メートルに及ぶ段差と利用者の安全確保をどうするのか、また、史跡の保全や周辺の環境の状況など調査検討を行う必要があることから、その結果を踏まえて方向性を決定したいと考えているところであります。

次に、河川敷の立木伐採についての質問の、太田川河川敷第6区行政区付近では、土砂の堆積によって立ち木が大きくなり、地元の人たちも困っている、伐採を県に働きかけるべきではないか、のご質問にお答えをいたします。

一級河川太田川河川敷につきましては、岩手県管理の河川となっております。県管理河川の土砂の堆積及び立ち木の伐採については、報告を受け次第、随時管理者のほうに報告しております。県からは、現場確認の上、優先度を見きわめながら必要により対応していくとの回答をいただいているところであります。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

阿部議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、通告に従って順番に再質問をさせていただきます。

まず最初に、同僚議員が学童保育について質問しております。その部分の認識なのですが、一応、支援員については、2名のうち指導員1人、支援員1人の形で始まるとか言っておられましたね。それから、アンケートを実施したと話を聞いているのですが、アンケートで一般の方々が学童保育を利用したいというような、そういう話というのはあるのでしょうか。お聞きします。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

一般という考え方はどういう考え方かちょっとわからないのですけれども、恐らく家庭に面倒を見る方がいる方でも利用できるかということだと思いののですが、それでよろしいでしょうか。

それにつきましては規定がありまして、やっぱり家庭でお子さんの面倒を見てもらえる人がいない方が利用するところでありまして、そういった方につきましては利用できないということになってございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部議員。

3 番（阿部圭二君）

大変失礼しました。

先ほども、同僚議員のときもその話をしておりましたけれども、かなりの部分で、これから働きたいと思う方々やおじいさん、おばあさんが余り元気でない方などについて、これから何とかそういう部分で受け入れてほしいというような形というのはお聞きしているのですが、ぜひそういう形の部分を少し取り入れていくべきではないかと思うわけです。そのことをまず、必要性があるということをおの人に伝えておきたいと思っております。

確かに、国の基準に準ずる形で動くというのはわかるのですが、この学童保育に限っては、国だけでなく市町村によってある程度制限というか、自分なりにつくっていただける部分がありますので、そういう部分で自由に、かなり使いやすいような形に整備というのはするべきではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

学童保育の考えについては、今、阿部議員がおっしゃるとおり、ある程度自分たちの地域の学童保育の運営については、もちろん保護者会、そして運営委員ともご相談をするわけですが、その中で、やはり今、ご質問にあった、家にはお年寄りがいるのですけれども、高齢でとても見ることができないとか、そういう状況があったり、また、施設の中で、例えばちょっと定員がオーバーになったというときもあって、そういうときには家庭にも相談したり、保護者会でも相談したり、できるだけ受け入れるようにさせていただいているというのが現状であります。ただ、一定の線を引いてやっていることも事実でありますので、そういった意味では、ケース・バイ・ケースという言葉は余りよくないので、状況に応じながら、相談に乗りながら対応させていただいているということになります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

阿部議員。

3 番（阿部圭二君）

確かに、町長の言うとおりに、かなりよくやっている平泉町だと思うその部分で言うと、減免措置を、全国では17%ぐらいの市町村がやっていないのです。実際、平泉町は、その部分では減免措置をやっているというのはとても良心的であり、ありがたい話だと思うわけなのです。そういう部分でも、さらに補助事業とか、福祉の立場という考え方からすると、1日、2日の利用とか、

1カ月だけの利用を使いたいというような部分、以前はやっていたとは学童保育では聞いたのですが、多分、人手が足りない部分等かなり大変な部分が、予算的な部分もあってやれなくなっているのかなと思うのですが、そういう部分をまたさらに行っていくような対策というか、補助の部分のレベルアップというのはできないのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

一時利用とか、あとは長期休暇に伴い児童クラブを利用できないかというご質問だと思いますが、児童クラブの関係各位のほうからちょっと事情を聞きながら、そのときの児童クラブの人数が何人くらいいるかによりますが、一時利用につきましては、利用料をとっている施設もありますのでそれは可能かと思いますが、ただ、夏休みだけに限定というのはなかなか難しいところがありますが、各クラブと協議の上、検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

いろいろ学童の方と話をすると、かなり、人数的には以前よりかなり改善されて、予算規模も少し大きくなってという部分ではお聞きしているのです。そういう部分では、さらにプラスアルファが欲しいという部分のその一つの要因として、事務の部分というか、そういう部分の人員がどうしても足りていないという話をお聞きします。あと、研修等で行く場合の人員とか、今回、何か病欠みたいに休んでいる方もあったのですが、そういう場合に対しての人員の部分というか、アルバイトの方もいたのですが、いつでもアルバイトが雇えるわけではなくて、そういう部分でも人員の補給というか、予算の拡充が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

クラブでの指導員が欠員、休暇で欠員だったという場合につきましては、とりあえずその方の予算は押さえますので、あと、いかにして補充、指導員なり、あとは補助員を確保するかというのはクラブで決めることですので、役場でも相談には乗りますが、最終的にはクラブごとで欠員になった分の補充は考えていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部議員。

3番（阿部圭二君）

すぎのこなんかに当たっては、何十年も、10年、20年と学童保育を続けてきているわけなので、かなり学童のノウハウ、そういう部分も蓄積されていると思うのです。そういう部分では、これからの学童クラブ自体がある程度中心となって自立という形というか、役場、今は完全に自立というわけではなくて、地域の方々とともにやっているような形なのですが、自分らで完全に自立

するような形というようなことというのはとても必要だと思うのです。

これからますます学童保育の需要が増える部分で、新たなる指導員、支援員みたいな方が必要になる部分がこれから必要になると思うのです。そのときに、その場所から新たな人たちが生み出されるというような形がとてもいい形だと思うのです。ノウハウももちろんありますし。だからこそ、ある程度自立したような、すぎのこなり、学童クラブというのが必要になると思うのですが、どうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

両児童クラブとも自立しておりますので、それに対して町で委託して契約いたしまして、委託料で両クラブが運営しているということがございますので、自立しているということで考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部議員。

3 番（阿部圭二君）

確かに委託というか、地域に含まれた形の委託というか、そういう形になっているみたいなのですが、実際問題、費用の部分である程度制限されているという話を聞いてあったのです。こちらの部分を人件費に回したり、こっちをあっちに持っていったりというような形というのはできないような形というのが役場のほうでいわれているという話をお聞きます。そういう部分では、完全なる委託というか、ある程度お任せみたいな形にできるだけ持っていくような要員がまた必要だし、そういう部分にすると、役場自体もかなり楽ができるというか、手がかからないで済むのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

委託内容、委託時にお出ししている契約金額ありますが、それを制限なく使ってもいいのではないかというようにお話でございますが、あくまでも町として委託契約しておりますので、契約にのっとった内容で運用をしていただきたいと思いますので、制限なく使えるということとはできないと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部議員。

3 番（阿部圭二君）

この部分では、多分契約内容によって違うのかもしれませんが、ほかの学童保育では、この部分はこっちに使えるのに平泉ではだめだという話をお聞きますので、ちょっと詳しいところはぜひ話し合っていたいただきたいと思うので、少しひもつきのような形にではなくて、できるだけ学童保育そのもので運営できるという形というのが望ましいかなと思うので、ぜひそういう形に

持って行ってほしいと思います。

それから、指導員の方なのですけれども、現在11時から働いているような形になっているのですけれども、できればフルタイムというような形のようなことはできないものなのではないでしょうかと。どうでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

児童クラブにおきましては、基本的には、学校を終えて、それから、その後の放課後に親御さん等が面倒見られないからということで児童クラブがありますので、基本的には午後からの稼働時間帯となっておりますので、それをフルタイムというのは、ちょっと今のところは考えることができません。

議長（佐藤孝悟君）

阿部議員。

3 番（阿部圭二君）

これについては、多分、ある程度あちこちの学童保育でも見直されている部分があると思うのですけれども、準備や、それからいろんな事務の部分でしょうか、そういう部分も含めて、午前中から動いたり、あと、会議をしたりというような部分でやっているところはかなりありますので、そういう部分も考えると、少しやっていくべきではないかなと思うのです。ぜひ、少し考えていただきたいなど、若干。そして、これが改善されれば、ある程度レベルアップに対して学習に行けたり、講習会に行けたりという部分の、そういう部分の人件費等にもまた使えるし、そういう部分をぜひ理解していただきたいと思います。

そこでなのですけれども、北上なんかでは、学童保育についてはかなり制限なくというか、物すごい勢いで増えているのですけれども、確かに会社等が北上地域にできたという部分もあるのですけれども、鶏が先か、卵が先かではないのですが、学童保育の充実によって子供たちが増えてくるなり、北上にとっては、他の市町村に逃げていくのを防ぐという目的で学童保育の充実というのが多分行われたと思うのですけれども、平泉においても、学童保育の充実が逆に成年というか、若い人たちが離れないようにするという効果があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今の質問、学童保育も定数とか、学童保育をもう少し増やして運営していったほうが良いといった中身でしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

阿部議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、もう一度言いますけれども、運営費の部分や手厚い部分ですか、指導員に対しての部分もかなりよくされているようなので、数とともにそれだけ予算を使っているということなのですが、そういうふうな部分で予算を使ってこれられないかということなのですが。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

指導員とか補助員の賃金につきましては、先ほど町長答弁でもございましたとおり、各児童クラブから要求がありました数量、あとは、単価につきましては、役場の臨時職員の時間単価を使っておりますので、十分な金額で契約をしていると思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

確かに、すぎのこの部分では、現在55名ですけれども、国の補助単価は非常勤賃金と謝礼金を計算していると言っていましたけれども、常勤の指導員が配置できるような補助単価が必要なのだと思うのです。それこそが人数を増やしていけることにつながりますし、学童保育の充実につながると思うのですが、そういう部分では、これから賃金改定の部分というのはあるのでしょうか、そういう部分の改定というのはできないのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

指導員、あとは補助員の賃金単価につきましては、先ほども答弁しましたとおり、役場の臨時職員の時間単価を参照しておりますので、臨時職員の単価が改正された時点で、あわせて児童クラブの指導員の賃金単価につきましては改定していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そうですね、単価自体は決まっていますので、ただ、補助員と、あと事務の要員という形で増やしていけたらいいのかなと思うのです。

実際問題、マンパワーが不足しているというのは事実のようですし、あと2人ぐらい欲しいような形というのは、実際、学童保育側も、すぎのこさんのほうでも考えておりましたので、ぜひ、その分の補助という形で持っていければいいかなと思います。

それでなのですが、放課後児童クラブを生かすという発想の転換がこれからの平泉町では必要ではないかと思う部分でなのですけれども、今、学校の先生方なんかとも学童保育の指導員の方が話をしたりして、できるだけ子供たちにいい環境をつくろうということで動いているのですけれども、それだけではなくて、児童館も含めて、学童保育が中心となって児童に対する考え方をもっと深めていくべきではないかと思うのです。それは、なぜかという、学童保育自体が今ま

でとは違ってきているという部分もぜひ理解してほしいと思うのです。今までの支援では追いつかない部分、その部分を学童保育が中心となって広げていく部分が必要なのだと。

それは、児童館にしてもそうですし、学校の方々との話し合いによって、例えば放課後子ども教室とか、そういう部分にも活用されるべきだと思うのですが、この部分で教育長にお聞きするのですけれども、かなり大変な部分ではあると思うのですけれども、指導員の方々と話した内容で、学校にとっての話し合いというか、ある程度子供たちに有利な話し合いというのを持っていけるようなことというのは、実際、今もやっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

教育委員会の立場からお話をさせていただきます。

学校には学校、学童には学童、児童館には児童館、それぞれ役割があるだろうと思います。その役割分担をする中で子供たちが健全に育成されていくということですから、学童クラブが中核となって子供のことを考えるというふうなそういう発想は、私は持ち得ていません。学校教育は学校教育です。もちろん連携をとるということは大事なわけでありましてけれども、その程度のことしか私は答弁できないのですが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

学童保育自体が今までと違う学童保育になってきているという部分というのは、4年生からの児童を受け入れた部分でかなり変わってきたという部分を考えるべきだと思うのです。その中で、どうしても親に対してのアンケートというのは、先ほどこちょっと会って聞いたのですが、子供に対するアンケートというのは、4年生以上の子供というのは必要ではないかと思うのですが、どう考えますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

学童保育の部分については、あえて保護者のほうからはアンケートはとってございません。一応、親、親御さん、あとはお子さんのほうのアンケートをとるかからないかにつきましては、やはり学童クラブさんと協議の上とって、アンケート内容を分析して、これからどういった運営をしていったらいいかということも含めて、とったらいいか、とらないかはちょっと協議、検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

なぜなら、子供たちの意見が反映されなければいけない部分がとても少ない、親の勝手にどん

どん動いているというのはとても危険な部分もあるのかなと思ひましてアンケートの実施を要求したわけですが、それとともに、保育所などでは自己評価が義務であつて、関係者の評価、第三者の評価とかも今、努力義務として挙げられているのですけれども、放課後児童クラブなんかでも自己評価が努力義務になったのですが、そういう部分での評価というのは、そういうのはやっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ひとつだけ整理をしなくてはならないのは、先ほどの教育長の答弁にもかかわることなのですが、学童保育と学校とは全く別個でありまして、放課後児童クラブであります。その児童クラブを運営しているのは、保護者会と、そして運営協議会とあります。その中で、保護者会と運営協議会の中で学童保育をどのように運営していくか、例えば、おやつ代として5,000円を皆から集めて、そしてそれで一月給食をやる。学童保育によっては、7,000円のところもあるし、8,000円のところもあるしというようにあると思います。また、4,000円のところもあると思いますが、そこは、保護者とそこに子供をお願いしている、預けている方々とそして運営委員会が相談して決めている内容であります。

その中で、放課後、まさに親御さんが迎えに来るまで、その時間帯をそこにいる子供たちが、ある人はゲームをやる人もあるだろうし、宿題をやる方もあると思うし、それを、員といいますか、預かっている人たちは、そこでけがのないように安全に見守るという中で、例えばどういう学童保育にしていくか、やっていくかというのは、やっぱり保護者の人たちときちっと相談しなくてはできないことであります。例えば、そこで運営されている方々が、いや、この方々さ、こういう運動を教えたいとか勝手にやることはできないのです。私のうちではただ安全に見てもらえばいいのだと、学校で一生懸命やってもらうから、そこでは少しリラックスして、そして暮らしてほしいという方もあれば、いや、そこで宿題を教えてほしいという人もあれば、何もなくていいから、そこで子供が自由に本を読んだりなんかしてられる、そういう学童保育でいいという人も、中にはいろいろあると思います。

そういった中で、学童保育の中で、運営の中で皆さんのアンケートをとったり、集会をとったりしていることはあると思います。しかし、行政側からこうなさいとか、こうすべきだとかというようなことではありません。ただ、先ほども言ったように、そうした独立したそういう方々の組織に学童保育として、町では委託料としてお願いしているということでもありますから、よそよりうんと高いとか安いとかということではなく、一つの基準の中で運営をさせていただいている状況でありますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

ありがとうございます。

なぜ、平泉町でこれだけというようなことを言ったかという、この放課後児童育成プランというのですか、国で指針として始めたのですが、これは、地域で放課後の児童を見守っていくという観点から始めたみたいなのですよ。そうすると、一つの放課後児童クラブだけではもう追いつかないというか、中心となる場所が必要で、さらに、平泉町はどれほど学童の部分がふえていくかどうかはわからないのですが、大体、学童クラブの人が考えているのは、一番多くても児童の半分ぐらいが限界ではないかと思っはいるのですが、都会などでは8割を一応国のほうでは考えているみたいなのですが、実際、8割という数字はあり得ない数字なのです。平泉町でも半分も多分いかないと思うのですが、需要がそれだけふえてくるということなので、そういう部分では、指導員の不足、学童の不足というのがこれから多分、5年ぐらいにかけて高まってくると思うのです。その部分において必要になってくる部分なのかということで、学校も踏まえて考えていく部分なのかなと思ひまして言った立場だったのですが、まだそこまではなかなかいかないのですが。

細かい、おやつとかそういう部分の話が入ったので、土曜日、日曜日、すぎのこでは1,000円をいただいているのですけれども、あと、それから6時以降、30分につき200円をたしかいただいていると思ったのですが、そういう部分の補助というのは結構ほかではやっていない部分なので、なかなか親御さんにとっては結構つらい部分のことなのかなと思うのです。その部分として少し補助を上げていただければいいかなと思うのですが、これについて、一番多い方で年間4万円以上を払っているのですよ。これは、学校の費用とともに学童の費用を払い、さらにプラス4万というのはとても大きな数字なのかなと思うのです。

確かに、遅くまで働いているから収入があるのだというふうに考えるかもしれませんが、収入があるから働いているのか、収入がないから働いているかというのは定かではないのですが、本当にきついところで働いているということは確かだと思うのです。その分、手厚い補助というのは町としてもやるべきではないかと。

確かに、30分多く預けているのだからとか、1時間多く預けていると、土曜日預けているのだと。確かに、親だって、土曜日、子供といたいというのは当たり前のことなのですが、働かざるを得ないという状況もあるのかなと思うので、ぜひその部分を考えていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほどの土曜の保育とか、あと延長の分につきましては、土曜日の利用の場合につきましては、町のほうでは、かかった賃金の分については委託の中で見ております。ただ、クラブによっては別途、別途1,000円をいただいているところもあります。ですので、それはあくまでも保護者会なり、あとは運営委員会の中でそういった方針を決めて利用料をいただくということを決めましたので、あえて町のほうからその分を上乗せして、委託費に上乗せしていくということは考えておりませんし、あと、おやつ代につきましては、これは当然保護者持ちだと思います。これ

を町として、町から、当然、学童クラブに行かない子は家で親と食べています、そういった考えからすると、あえてその分では補助をするかということ、それは、補助はしないという考えになってくると思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

確かにわかるのですけれども、できるだけ手厚い補助を持っている考えで言っていましたので。

それから、結構外れた話になるかもしれませんが、夏休みなどに、一応、30日までいなくて25日ぐらいの夏休みがあるのでしょうかけれども、その場合は、1日保育という形で児童クラブはやっていると思うのです。お昼御飯は出しているのかと聞いたら、お弁当持参だということをお聞きしました。

ただ、最近の親御さんはお弁当をつくらない方が多々あるそうなので、菓子パン一つなり、何かちょっと持たせる程度の方がまだいけばいいのですけれども、それすらも持たせないというような形というのもある話をお聞きします。そういう部分で何とか、お弁当とはいかなくても、町としても何か考えていくべきなのか、指導するべきなのかというのはなかなか難しいところなのですが、いずれ、本来はやってはいけないような部分なのですが、少し、その子だけにはお昼をつくってあげたりというのをお聞きしまして、これは本当はやってはいけないことなのでしょうけれども、そういうようなことというのはこれからもっと増えていく可能性があるのです、学童保育と、町側もそうですが、その部分の対応というのは多分考えていくべきかなと思うのです。これについては、多分、学校側も朝食を食べないで来る子供が結構いるというような話とともに、多分つながっていくのかなと思います。余計考えていくべきかなと。

成果報告書によると、児童手当ですか、一応減少はしているのですが、ちょっと広い目で見ると横ばいに近いような部分というのはありますし、就学援助についても減少多少していますけれども、ほとんど横ばいかなと思っていました。育成基金貸し付けも同じ、ちょっと横ばいかなと思っています。ただ、入学準備金については2倍に増えているということを見ると、確かに親御さんが結構きつい人たちが増えているというようなことというのは事実なのかもしれないなと思っております。これは、親だけではなくて子供にとってもとても不幸なので、なかなか手厚い補助までとはいかなくても、できるだけ多くの補助をとということを、そして、人員を確保できていい児童クラブがつくれればなおいいかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、次の議題にいきたいと思います。

中尊寺第1駐車場の拡張についてなのですが、先ほどかなり丁寧な話をさせていただいて、半ばこのままやってくれそうな形の部分というぐらい話をさせていただいて、本当にありがとうございます。

そして、この駐車場の空き地ですけれども、一応地主さんと話をした結果なのですけれども、今、物置があり、物置を撤去し、現在のまま活用するというような形で一応考えてみたのでありますけれども、25台ほどとまるというような形で、ひもを持って歩いてやってみたのですけれども、

そこでなのですが、先ほど151台の収容というのを言われたのですが、第1駐車場は、私、お聞きしたところで165台と聞いたのです。この辺のちょっと認識のずれがあるのか、駐車場ではないスペースにもしかしたらとめているのかというのは定かではないのですが、マイクロ1台、大型6台の駐車スペースと聞いたのですが、これは違うのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

答弁で申し上げました151台というようなところでございますけれども、これは、駐車場の整備事業の経営戦略の中でもお示ししているとおり、普通乗用車であれば151台というところでお示しをしているところです。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

やっぱりあれなのでしょうが、多少うまくとめているのかもしれませんが、先ごろまで駐車場に勤務していた人から聞き取りしたのですが、駐車場は中尊寺の門前で、観光客は第1駐車場を目指してくると、集中する駐車場であるというのは、多分私だけではなくてみんなも認識しているかなと思うのですが、土日祝日は9時半過ぎには満杯になり、15時ごろまで、夕方3時まではそのまま続くというような話をお聞きしています。そのため、中尊寺交差点が渋滞し、2区の住民は渋滞緩和対策を求めているということはお聞きしていますが、多分、町のほうでも知っているのかなと思いますが、そこでなのですが、平成28年7月に中尊寺前が無電柱化とともに、緩和策を区長が町長に申し入れているとも言っております。

解決策の一環として、駐車場の拡張の件ということで確かに私が質問したのですが、何とか駐車場の店舗の部分で駐車券を発券していると聞いたのですが、ただ駐車券みたいなのは発券しているのでしょうか、町としては。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

ご存じのように、第1駐車場には多くの店舗さんに営業をしていただきまして、駐車をしていただくとともに店舗でお買い物もできるというような、また飲食もできるような、そういう形になっております。

今、議員がおっしゃったとおり、店舗に出入りする、例えば食材などを納めていただく業者の方などは、物が足りなくなってしまうので、納めていただかないと店舗は経営が立ち行かなくなりまして、そのところでは、条例の3条に定めるところにより使用許可証をお出しして、年間で自由に出入りができるような形で許可証をお出ししているというところになります。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そうですか、やっぱり出しているのですねと改めて。

そして、私が聞いたところによると、駐車場店舗の従業員、駐車場勤務員、ガードマンの方々、約、車で20台ぐらいが1日駐車しているという形らしいのです。実質、151台から20台引くと131台という形になるのですが、約130台で運用していると、これが実態だそうでありまして、そこでこの地続きの私有地を活用してと、店舗従業員、駐車場勤務員、ガードマンの車を置いて第1駐車場には置かない、運用するという形で渋滞緩和にもなるし、観光客を待たせないサービスとなると、駐車場収入の増収にもなりますし、また、地主さんも協力的でありますので、どうでしょうか。かなりいいかなと思うのですが。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議員のおっしゃるとおりの論法もあると思いますが、実は、一方で、第1駐車場ということで営業をしているということになりますと、そのすみ分けのところである一定の駐車場のハードの分の整備ということも考えていかなければならないと思います。一番が、やっぱり駐車場というところは安全というところが、安全や事故がないということが求められますので、あわせて、あそこは中尊寺に隣接する土地でございますので、大変、文化財としても貴重な価値があるというふうに伺っております。そこを本当に、段差もありますし、また、民地との境には勾配もありますので、ガードマンさんであれば、また駐車場に勤務される方であればというような線引きで本当にそこが問題なく使用できるかどうかの検討のあたりは、文化財のほうともまたあわせて、関係者とも協議をさせていただかないと難しい問題かなというふうに思いますので、方向性が決まらなないと、なかなか、民地でございますので、土地を所有している方にきちんとしたお話もできないかなというところが観光商工課の見解でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

確かにそういう部分で言うと、と思ったのですが、実質、今、駐車場を借りている方々がありまして、現状のままで3台、4台、5台ぐらいでしょうか、とまっている現状なのです。先ほど25台と拾った部分は、物置を1つ取った段階での、あとそのまま、よく言えばならばいいのかなと思うのですが、碎石のままなので、その現状のままで利用できるということで私は言ったつもりだったのですが、何も必要ないのかなと、改めてどうかなと思うのですが、なかなか大変なのかもしれませんけれども、現状のままだったらなおいかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

町営駐車場ということで、一体的に供用を開始していくとなったときは、ある程度の施設の整

備というものが求められてくると思いますし、あわせて、ルール決めのところで詳しく決めていかなければ、今、おっしゃった案を適用した場合に、ルール決めのあたりも詳しく決めていかなければならないし、一方でまた、そこを案内していく人件費のあたりをどうするかとか、やはり、町営駐車場を運営していくに当たっては、どなたでも安全に駐車できるというような体制を確保するのが町営駐車場の管理者としては必要なことかなということ考えておりますので、そのあたりも含めて検討させていただければというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

ぜひ検討していただきたいと思います。現状のままで利用できれば、職員駐車場という形で持っていけばいいかなと思っておりますけれども、これは町の考え方がありますので、それについては、これ以上は申しませんけれども、ぜひ。

ちなみに、参考までになのですが、お盆などは800台ほどとまるらしくて、通常の土日でも四、五百台が入場していると。そういう部分では、20台なり25台掛ける400円のさらに4回転というような形というのはかなりの金額になるというのはわかると思いますので、土地を借りた金額ごときではないぐらい、多分、収入的にはいいかなと思います。ただ、整備の費用に、どこまで整備するかというのは町の考え方なので、ぜひやっていただきたいなと思います。

そして、これは通告してはいないのですが、平成28年の2区の要望事項に中尊寺前の無電柱化もあり、町では2019年度にその件に対して要望活動をとということでまとめて、この件も含め、22日に県南広域振興局に対して申し入れているとお聞きしたのです、8月22日なのですが、8月20日の新聞報道はあったが、その後の見通しはぜひ実現に努力してほしいと思うけれどもどうなのでしょうかと。ぜひ。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

要望活動の中では、中尊寺の無電柱化につきましては、県のほうにお願いはしておりました。県のほうの回答といたしましては、中尊寺通りが終わった段階で考えたいということで、町といたしましても、中尊寺通りが終わったときに衣関線の整備を含めて、県と一体化になって考えていきたいということで、県のほうでは、東北電力のほうに無電柱化の5カ年計画というものがあるので、それにまず搭載することが一番最初だろうという返事をいただいております。いずれ、県と足並みをそろえて、町のほうでも検討してまいりたいということで考えております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

そうですか、なかなか大変なのだと思いますけれども、この部分では、電柱の所有者である東北電力にも働きかけるべきだと思うのですが、景観をよくするためにも協力してほしいという

働きかけというのは必要だと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

今の質問は、通告外ですよ。

（「すみません」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

はい、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、最後の河川敷の立木伐採についてなのですが、ことし春に地元の人から言われ、すぐに県議会議員とともに河川の調査を土木センターに申し込んだのでありますけれども、調査は一応したようなのですが、いまだそのままであったので、引き続き、土砂の堆積と立ち木と災害が起きないようにということで、さらに地元の方は、観光客も結構通るので、景観も損なってくるのでぜひ働きかけてほしいと言っておりましたので、ぜひ、最後になりますけれども、今後とも働きかけのほうをよろしくお願いします。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時39分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

岩渕総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは私からは、主要成果報告の訂正についての説明をさせていただきます。ただいま配布させていただきました正誤表につきましては、さきにお渡ししております主要施策成果報告書の中に1カ所の文字の脱落と2カ所の数字の間違ひがありましたことから訂正させていただくものでございます。

訂正箇所につきましては、主要成果報告書の5ページの下段の表の事業名欄の最下段、原材料・部材購入（9区）の内容欄の2行目の町道汀線となっておりますけれども、この汀の前に草、木の根っこの「根」の文字を挿入していただきまして、町道根汀線となるものでございます。

それから、102ページでございますけれども、102ページの下段の1の就学援助費、学用品、給食費、医療費の表中の上から2行目の人数の計欄の59が56に、それから、1人当たりの額の計欄

の8万449が8万4,759になるものでございます。

なお、既に配付済みでございます主要施策成果報告書の訂正につきましては、決算審査特別委員会初日の9月10日に議員各位が登庁されましたらば一時回収させていただきまして、訂正後速やかにお返ししたいと考えてございますので、ご了承をいただきたいと思っております。

策定に当たりましては、細心の注意を払いながら各課で構成をしたところでございましたが、このようなことになりましたことをおわび申し上げるものでございます。大変申しわけございませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は9月13日、午前10時から行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時42分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 佐々木 一 治

同 佐々木 雄 一